

# 参 考 資 料

## 内容目次

- 1 財団法人大学基準協会「大学評価ハンドブック 2011(平成 23 年度)申請大学用」
  - 1-1 「2 認証評価の新展開」から (報告書 1-1 関係)
  - 1-2 「3 新たな大学評価システムの概要」から (報告書 1-1 関連)
  - 1-3 「II 大学による自己点検・評価」から (報告書 1-2 関連)
- 2 「工学院大学の現状と課題ー2003-2005」目次 (報告書 2-2 関連)
- 3 「2010 年度 JABEE ハンドブック」から「技術者教育の認定について」(報告書 2-3 関係)
- 4 「JABEE 認定プログラム授業運営と資料作成の手引き」から (報告書 2-3 関係)
  - 4-1 「1. はじめに」
  - 4-2 「工学院大学\_\_\_\_\_工学科授業改善計画・報告書 (20\_\_\_\_年度)」書式
- 5 「日本技術者教育認定基準」日本技術者教育認定機構 (報告書 2-3 関係)
- 6 「工学院大学の技術者育成教育ー技術者の PDCA サイクルー」パンフレット (報告書 2-3 関係)
- 7 内部監査関係資料
  - 7-1 「平成 21 年度内部監査指摘事項改善報告書」書式 (報告書 2-5 関係)
  - 7-2 「平成 21 年度内部監査実施スケジュール」 (報告書 2-5 関係)
- 8 「点検・評価項目」大学基準協会認証評価 (報告書 3-1 関連)



## 2 認証評価の新展開

2011（平成23）年度から第二期の認証評価が始まります。導入されてまだ月日の浅い認証評価制度ですが、確実な質の保証に向けて、各大学には自己点検・評価を改革・改善に繋げる内部質保証システムの構築が強く求められるようになります。

### （1）大学評価システム改革の背景

大学評価の目的は、大学における諸活動の現況を正しく理解し、必要な改革・改善を促し、大学の質の維持と向上を図ることにあるといわれています。自己点検・評価が義務づけられ、第三者機関による認証評価制度が導入された背景には、1）大学が公共性の高い高等教育機関であり、その活動実態を関係者に対して公にすることが強く求められるようになったこと、2）ユニバーサルアクセスの時代になり、大学の大衆化・多様化が進むに従い、学位の質を保証する仕組みの構築が求められるようになったこと、3）大学のグローバル化が進む中であって、研究活動と同様、大学教育においても国際的通用性を高める必要性が強まってきたこと、などが挙げられています。

しかし、大学評価の目的は必ずしも十分に理解されず、「義務づけられているから、やむを得ず実施している」という域を出ていないのが現状です。大学側からは「評価のための準備に振り回され、大学本来の教育・研究・サービス活動に支障が生じている」といった不満が漏らされ、教育成果に関心を寄せる社会からは「現行の評価制度では大学の質の保証になっていない」などの批判が聞こえるようになってきました。2011（平成23）年度からの第二期の認証評価の開始に当たって、あらためて、大学評価の意義と目的を再確認し、それに相応しい大学評価システムの構築が求められています。

このような背景を踏まえ、大学基準協会では、以下の諸点を中心に大学評価システムの改革を行うことにしました。

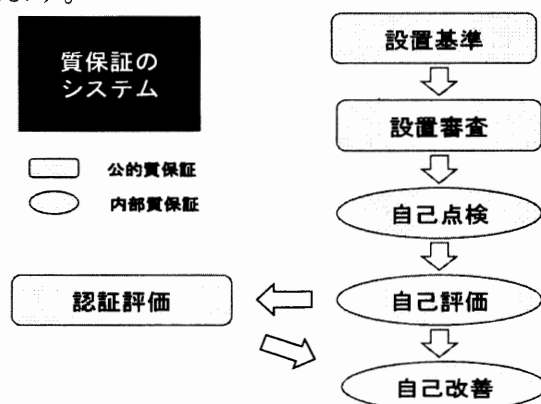
- 1) 自主・自律を掲げる大学にとって、評価とは、「されるもの」ではなく、自らの意思で「行うもの」であるという意識の定着を図る。
- 2) 自己点検・評価の質を向上させ、自らの判断と責任において評価結果を改革・改善に繋げる内部質保証システムの構築を支援する。
- 3) 多岐に亘って設定されてきた従来の評価基準及び評価項目の数を大幅に削減することで、大学にとっても評価機関にとっても、評価に係る負担を可能な限り軽減できるようにする。

## (2) 内部質保証システム構築への期待

ポスト多様化の新たな課題として、学位の質をどう保証するかが問題となり、設置基準の厳格化も含め、大学の質の標準化を求める動きが急速に強まっています。とりわけ、大学教育の国際化・流動化が進むにつれ、質保証システムの整備は、我が国の大学の国際的信頼性を維持する意味でも欠くことのできない課題と言えます。全ての大学に認証評価機関の評価を義務づける認証評価制度は、そのための仕組みの一つですが、制度設計上の問題も含め、現状の認証評価の質保証機能を疑問視する声も聞かれるようになってきました。

これまで大学の質保証は、大学設置基準及び大学院設置基準による設置審査及び認証評価にその役割が期待されてきました。そのため国は、確実な質保証のためには、設置基準・設置審査・認証評価の厳格化を一層進め、これらを三点セットとして質保証の機能を高めようと考えています。大学が公共的性格の強い高等教育機関である以上、国の主導による「公的質保証システム」の強化が図られるのは、あるいは当然のことかも知れません。しかし、それだけで本当に、大学の質が保証され、質の向上が図られるのでしょうか。

自主・自律を掲げる大学は、国や第三者機関の評価を待つまでもなく、自らの責任で大学の諸活動についての自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、そのことを通じて、大学の質を自ら保証することのできる「内部質保証システム」を構築する必要があります。大学に認められている入学許可権、教育課程の編成権、単位認定権、学位授与権などは、大学が自らの質を確実に保証できることを条件に、社会から負託されている公共性の高い権限なのです。質保証についての最大の責任は、何よりもまず、大学自身にあることを忘れてはなりません。「内部質保証システム」の構築は、大学が自らの将来と大学に対する社会の信頼を確かなものにするための必要不可欠な要件と言えます。



### (3) 自己点検・評価と認証評価の関係

2008（平成14）年8月、中央教育審議会は、認証評価の導入の背景について、「大学の質の向上については、大学が自らの教育研究活動や、組織運営の在り方などについて、不断に自己点検・評価し、その結果に基づき更なる改善方策を探るなど、企画立案、実施、評価、反映といった教育研究活動の改善のための循環過程を自らのうちに構築していくことが当然必要であるが、これに加え第三者としての認証評価機関により、定期的に評価を受けて、その評価結果やこれに対する社会の反応を踏まえて大学が自らの改善につなげるという、言わば「社会」を意識したプロセスも、これらの教育研究の改善のための循環過程の一環として導入することが必要である。」（大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申））と説明しました。そして、この答申に基づき認証評価制度が導入されました。具体的には、文部科学大臣が認証した評価団体（認証評価機関）が、各大学からの申請に基づき、認証評価機関が定める基準に照らして当該大学を評価するものです。国・公・私立を問わず、全ての大学に7年以内（専門職大学院は5年以内）に一度、認証評価機関による評価を受けることが義務づけられています。

認証評価の評価基準及び評価方法としては、「評価項目及びその内容が、大学設置基準等を踏まえたものであり、大学（専門職大学院）の教育研究活動全体の状況を適切に把握した上で評価するものであること」「大学評価基準の策定・変更に当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保していること」「大学の自己評価結果の分析、実地調査の実施、その他適切な方法による評価を行うものであること」などが定められています。

そのため、認証評価機関が定める評価基準や評価項目は、多岐に亘り、しかも、かなり細かな内容までも認証評価の対象となり、準備する大学側にとっても、評価する機関側にとっても、多大な負担が課せられることにつながっているのが現実です。大学の質の向上を目指すための手段であるはずの認証評価が、それ自体が目的化され、大学の「評価疲れ」が常態化するようであれば、角を矯めて牛を殺すことにもなりかねません。評価基準及び評価項目の大綱化を図り、自己点検・評価に関わる作業の簡素化・効率化を進めることが喫緊の課題になっています。

大学が行う自己点検・評価が十分信頼に足るものであれば、そして、それに基づく改革・改善を大学が責任を持って行うことが保証されるならば、これまでのような細部に亘る認証評価の方法とは随分違ったものになるはずです。認証評価は、国の事前規制である設置認可を弾力化して、設置後の教育研究活動等の状況を事後評価するた

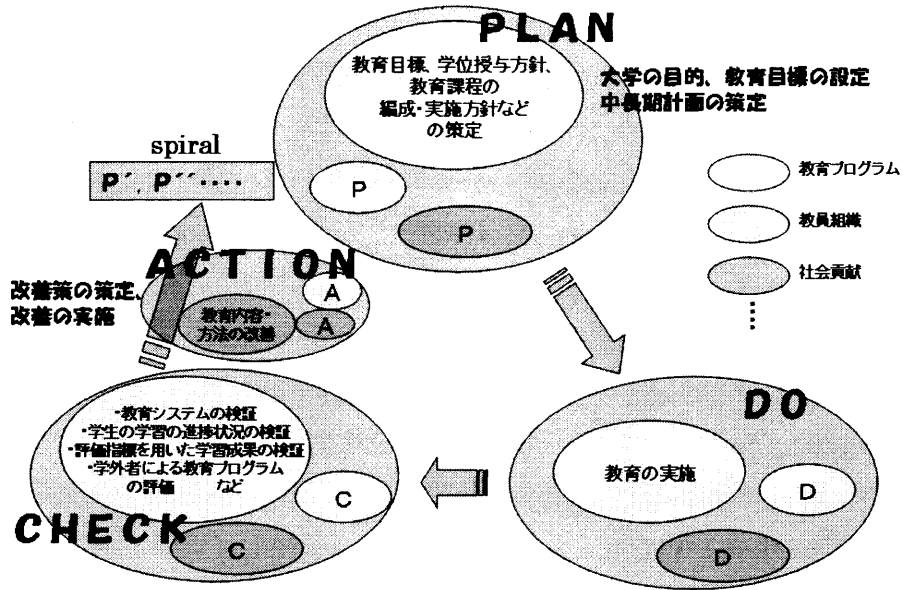
めの制度装置として整備されたものではありませんが、本来、大学の評価とは、大学が構築し実行している内部質保証システムが十分機能しているかどうかをチェックするのが基本的役割であり、活動の詳細を点検・評価するのは、大学自身に委ねられるべきものです。各大学が受審の経験を通じて自己点検・評価の能力を高め、直接、社会の期待に応えることのできる内部質保証システムを構築することこそ、大学に求められていることであり、そのためには、自己点検・評価と認証評価の適切な役割分担が必要だと思えます。

#### (4) 内部質保証システムの輪郭

自己点検・評価はそれ自体が目的ではなく、その結果を改革・改善へつなげることが重要です。経営学で言われてきたPDCAサイクルとは、目標・計画を立て(Plan)、実行し(Do)、結果を点検・評価し(Check)、改善・見直しを行う(Action)といったプロセスを意味しています。つまり、自己点検・評価は、実行した結果が目標や計画に沿ったものになっているか、沿っていないとすれば何が問題なのか、大学の経営戦略が不明確なのか、目標や計画が不適切だからなのか、実行上の問題なのか、などについて根拠をもとに冷静に検証し、ポジティブなアクションと結びつくには、どうすればよいかを考えることなのです。反省と自己弁護ばかりでは、改革・改善につながる、本来の自己点検・評価とは言えません。

内部質保証システムを構築するに当たって重要な点は、目標・計画を明確にし、それを構成員が共有し、その実現に向けて真摯な努力を重ねることであり、適切な評価によるフィードバックをもとに、目標・計画に修正を加え、確実に質の向上を図ることです。とりわけ、自らの大学の現状を把握し、具体的で到達可能な目標・計画を設定することが、着実な努力を導く主要因であり、適切な評価を行うための必須条件と言えます。自己点検・評価とは、自らが定めた目標や計画と実際の達成状況との照合であり、目標と実績との「差異分析」が基本です。目標が抽象的であったり、計画が曖昧であったりすれば、評価のための基準が不明確になり、結果として適切な自己点検・評価が困難になり、スパイラルアップのための重要な情報を得ることができません。このスパイラルアップを図示すると次頁のようなイメージになります。

## PDCAサイクル図



内部質保証システムを有効に機能させるということは、すなわち、各評価の視点ごとに、大学・学部等自身が、前述のPDCAサイクルをきちんと回転させ続けるということです。その際、同サイクルは、1回転するごとに位相を改善・改革の方向に上昇させ、結果としてスパイラルを描くこととなります。

認証評価にあたって、各申請大学は、このスパイラルが連綿と続いていることを可能な限り説得力のある根拠をもとに証明する必要があります。認証評価機関は、大学の示した「証明」が適切・妥当なものであるかを確認し、その結果をもって当該大学が内部質保証システムを機能させているか否かを評価することになるからです。

### (5) 内部質保証システムの評価

新大学評価システムの最大の特徴は、各大学において、内部質保証システムが整備され、機能しているかどうかを評価するために、自己点検・評価の充実を前提とする「内部質保証」を評価基準として設定したことです。

それだけに、関係者間の「内部質保証システム」についての共通認識を高めることが重要です。改めて、大学基準協会が設定した評価基準「10 内部質保証」を補足するために、その内容を「計画の段階」「行動の段階」「点検・評価の段階」「調整・改善の段階」というPDCAの観点から再整理し、各段階における評価の視点と改善サイクルを円滑に機能させるための運営システム評価の視点を、下記の通り箇条書きで示しました。

#### 1) 計画の段階 (PLAN)

- ① 方針や目標が適切に定められているか。
- ② それを実現するための具体的な行動計画が策定されているか。
- ③ 行動計画を実行するための方法が示されているか。
- ④ 上記①～③の事柄を構成員が十分理解し共有できているか。

#### 2) 行動の段階 (DO)

- ① 計画に基づく具体的な下位目標の設定がなされているか。
- ② 組織・個人レベルで、それぞれの下位目標が明確にされているか。
- ③ 下位目標に基づいて着実な活動が実行・展開されているか。
- ④ 目標に向けた構成員の活動を動機づける工夫が行われているか。

#### 3) 点検・評価の段階 (CHECK)

- ① 活動実態について絶えず点検・評価が行われているか。
- ② 客観的なデータや資料を基に点検・評価が行われているか。
- ③ 方針・目標・計画との照合という観点から点検・評価が行われているか。
- ④ 点検・評価の信頼性・妥当性を高める工夫がなされているか。

#### 4) 調整・改善の段階 (ACTION)

- ① 点検・評価結果をもとに、方針・目標を見直し、計画・方法に必要な改善方針が講じられているか。
- ② 改善すべき点が、方針・目標の設定の仕方にあるのか、計画・方法に起因するのか、あるいは、活動実施上の問題なのかについて、適切に整理され分析されているか。
- ③ 点検・評価によって明らかになった問題点や不具合を適切に処理しているか。
- ④ 点検・評価結果を改革・改善に繋げるための手順と方法が定められているか。

#### 5) 質の向上に向けた努力を可能にする管理運営システムの整備 (SYSTEM)

- ① 質の向上は大学の責務であるという意識が浸透しているか。
- ② 教育目標の確実な実現を目指した管理運営システムになっているか。
- ③ 質保証に向けた役割と責任を明確にした管理運営システムになっているか。
- ④ 継続的な質の向上を可能にする管理運営システムになっているか。



### 3 新たな大学評価システムの概要

#### (1) 大学評価の目的

本協会は、以下の2点を目的に大学評価を実施します。

- 1) 本協会が定める大学基準に基づき大学の諸側面を包括的に評価することを通じて、大学の教育研究活動等の質を社会に対し保証すること。
- 2) 大学評価の結果の提示並びにその後の改善報告書の提出及びその検討というアフターケアを通じて、申請大学に設置される学部・研究科等を含む大学全体の改善を継続的に支援すること。

特に、社会に対して保証する「大学の質」については、申請大学が自身の掲げる理念・目的の達成に向けた活動を行っていること、また、自己点検・評価体制を整備し、これを確実に機能させ、適切・妥当な自己点検・評価活動を実施し、その結果が改革・改善に着実に連動していること、すなわち自己改善を進めるシステムが機能しているかどうかを重視します。

#### (2) 大学評価の特質

本協会が実施する大学評価には、以下のような特徴があります。

##### 1) 大学内に構築される質保証システムの有効性に着目した評価

大学の質保証の第一義的責任は大学にあります。したがって、大学は、教育研究を中心とする大学の諸活動について、自己点検・評価を通じて、適切な水準を維持し、質の向上を図っていくことが求められます。

本協会の新たな大学評価では、こうした質保証のためのシステムが十全に構築され有効に機能しているかどうかを重視します。

##### 2) 自己改善機能を重視した評価

本協会が要請する自己点検・評価では、教員・教員組織、教育内容・方法・成果、学生の受け入れ、学生支援、教育研究等環境、管理運営・財務など10基準について、現状を把握し、それを分析・評価して問題点や長所を洗い出し、問題点についてはその改善策を、長所についてはさらに伸張させるための方策を導き出すよう求めています。こうした自己点検・評価方式を通じて、大学が自律的に改善・改革に取り組める評価、すなわち自己改善機能を重視した評価を実施しています。

##### 3) 理念・目的・教育目標の達成度を重視した評価

本協会の大学評価は、大学に共通して求められる学校教育法や大学設置基準等の

法令要件が遵守されているかどうかの評価（基盤評価）を行った上で、理念・目的・教育目標を達成するために大学がどのような努力を払っているか、それがどの程度達成されているかという観点から評価を行います（達成度評価）。

#### 4) 改善報告書の評価

本協会の大学評価は7年周期を原則としていますが、その中間時点で、直近の大学評価で問題点として指摘された事項の改善状況について評価を行います。具体的には、本協会が提示した評価結果（努力課題及び改善勧告）に対して評価周期の中間時点にあたる3年後にその改善状況の報告を求め、改善がなされているか、改善に向けた努力が見られるかという観点から評価を行います。評価の結果、さらに改善が必要であればその旨を指摘し、次の大学評価の際にその改善状況の報告を求めます。

こうした評価のサイクルを通じて、本協会は大学の改善・向上のための支援を継続的に行っています。

#### 5) ピア・レビューの重視

本協会の大学評価は上記のとおりさまざまな特徴を持っていますが、これらの評価を実際に行う評価者は正会員大学の教職員を中心に構成されています。これは、大学の教育・研究活動に直接責任を負っている大学教職員が専門的な知見・識見を駆使することで、的確な評価を行うことを可能とするという立場をとっているからです。その一方で、評価の中核となる委員会には、評価の透明性を確保する必要性などから大学教職員以外の外部有識者を委員に配して評価を実施しています。

### (3) 大学評価の基準－大学基準－

本協会の大学評価のための評価基準は、大学基準（[資料1]）です。したがって、本協会の大学評価では、評価を申請した大学がこれらの基準に適合しているかどうかを判定することになります。

この大学基準の各基準及びその解説は、「それぞれの大学の特徴や立場を尊重しその改善・向上を促すという観点に立って、各大学の理念・目的を踏まえて、大学のあるべき姿を追求するための留意点を明らかにすることに主眼」を置いています。

評価を申請する大学は、この大学基準の趣旨・内容を理解し、これに十分留意し対応しながら、自己点検・評価活動を進めていくことが重要です。

また、評価に従事する主査・委員は、申請大学が適切な水準を保持しているかどうかを検証するとともに、大学が掲げる理念・目的・教育目標の実現の状況や実現に向

けた努力の状況などを、点検・評価項目に示される大学の教育・研究を中心とした活動の諸側面を評価します。

大学基準は、次の10の基準で構成されています。

**基準 1 理念・目的**

大学は、その理念に基づき、人材育成の目的、その他の教育研究上の目的を適切に設定し、公表しなければならない。

**基準 2 教育研究組織**

大学は、その理念・目的を踏まえて、適切な教育研究組織を整備しなければならない。

**基準 3 教員・教員組織**

大学は、その理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を整備しなければならない。

**基準 4 教育内容・方法・成果**

大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない。

**基準 5 学生の受け入れ**

大学は、その理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を明示し、その方針に沿って公正な受け入れを行わなければならない。

**基準 6 学生支援**

大学は、学生が学修に専念できるよう、修学支援、生活支援および進路支援を適切に行わなければならない。

**基準 7 教育研究等環境**

大学は、学生の学修ならびに教員による教育研究活動を必要かつ十分に行えるよう、学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

**基準 8 社会連携・社会貢献**

大学は、社会との連携と協力を配慮し、教育研究の成果を広く社会に還元しなければならない。

**基準 9 管理運営・財務**

大学は、その機能を円滑かつ十分に発揮するために、明文化された規定に基

づき適切な管理運営を行わなければならない。また、教育研究を支援しそれを維持・向上させるために、適切な事務組織を設置するとともに、必要かつ十分な財政的基盤を確立し、財務を適切に行わなければならない。

#### 基準 10 内部質保証

大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。

なお、大学基準の解説については、「大学基準およびその解説」〔資料1〕を参照してください。

#### (4) 評価項目と評価の視点

本協会は、大学が、新しい大学基準に適合しているかどうかを検証するために、評価基準ごとに評価の対象となる複数の評価項目を設定しました〔資料2〕。今回改定した評価項目は、従来の点検・評価項目を精選化し大幅に縮減して、包括的、基本的な内容のものとしています。

評価項目の特徴としては、10基準のうち「理念・目的」及び「教育研究組織」を除く8基準に構成される評価項目（「10. 内部質保証」では評価の視点）において、方針の明確化を求めています。具体的には、教員組織の編成方針、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などです。

また、評価項目のもとに評価の視点を示していますが、これは、点検・評価のための手掛かりや根拠となるものです。また、どのような視点から評価項目が評価されるかについて、関係者間の共通理解を図るためのものでもあります。

なお、評価の視点については、すべて採用するか、または一部を採用するかは、大学の裁量に委ねます。また、示されている評価の視点以外に大学固有の評価の視点を設定することは、それが評価項目を評価するに際して客観的な論拠となるものであれば、一向に差し支えありません。

## Ⅱ 大学による自己点検・評価

### 1 大学基準協会が要請する自己点検・評価

大学基準協会が要請する自己点検・評価とは、教育研究等の大学の活動全般を的確に点検・評価するだけでなく、その結果が改革・改善に繋がるものでなければなりません。自主・自律を標榜する大学に相応しく、自らの発展に確実に資するような有用性の高い自己点検・評価を求めています。

#### (1) 自己点検・評価の意義

自己点検・評価には、大きく分けると3つの機能的側面があります。

第1は、公共性の高い高等教育機関としての責務である対社会的な説明責任を果たすという側面です。このことは、学校教育法第109条第1項によって、「当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことが定められています。大学が日常的に行っている高等教育の実施や教育課程の編成、単位認定や学位授与などは、大学が国から負託させた権限であり、権限をもつ機関の義務として、自らの活動について相応の説明責任が課せられているのです。

第2は、認証評価のための基礎的情報を提供するという側面です。「当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けたもの（以下、「認証評価機関」と呼ぶ）による評価（以下、「認証評価」と呼ぶ）を受ける」（学校教育法第109条第2項）ことが求められています。この認証評価制度は、第三者の評価によって大学の質を保証しようというものですが、各大学が行う自己点検・評価が認証評価の基礎になっていることは言うまでもありません。認証評価が「質保証の機能」を果たすためには、その基となる当該大学の自己点検・評価が適切に行われていることが不可欠な要件なのです。

第3は、大学が教育研究活動の活性化と質の向上に向けて発展するために、継続的な改革・改善に必要な情報を得るという側面です。自主性・自律性を掲げる大学は、現状に甘えることなく、絶えず自己改革を行う必要があります。そのためには、現状を的確に把握し、それを目指すべき方向と照合し、伸長すべき点や解決すべき点を確認し、実現可能・実行可能な改善計画を立て、構成員が一丸となって実現に向けて努力することが求められています。本来の自己点検・評価とは、対社会的な責務でも、

認証評価に対応するためだけのものではありません。大学自らの意思と責任で、より良い大学を創生するための重要な手段なのです。

## (2) 自己点検・評価体制の構築

適切な自己点検・評価を実施するための恒常的な組織を整備し、それが十分機能するためには、次の諸点に留意する必要があります。

### 1) 自己点検・評価のための学内組織の設置

自己点検・評価の対象が大学の諸活動全般に及ぶことから考えると、全学組織のみならず、学部・研究科といった部局ごとに自己点検・評価を行うための組織が必要で、しかも、全学組織と有機的に連携できる体制の構築が求められます。そのためには、学内規程を整備し、それぞれの組織が担うべき役割を明確にしておくことが重要です。また、自己点検・評価結果を改革・改善に繋げるマネジメントに反映できるように、既存の組織との関係を規程化し、そのことを構成員が十分理解しておくことが大切です。

### 2) 自己点検・評価のための前提条件の整備

適切な自己点検・評価を実施するためには、「構成員が合意している目標や計画があること」と、「評価方法についての技術的な課題がクリアされていること」が前提となります。自己点検・評価は、活動実態を的確に把握できる情報の収集・管理に加え、客観的な根拠を基に第三者的な視点から評価するための評価者の訓練が条件です。質の高い自己点検・評価を行うためには、組織の整備とともに評価訓練を受けた見識ある人材の配置が重要です。

### 3) 学内情報のデータベース化の推進

自己点検・評価のためには、大学の諸活動や現状把握についてのデータを計画的・継続的に収集し、これらを体系的に整理し、検索・分析・加工などの情報処理を効率的に行えるよう管理しておくことが重要です。このような学内情報のデータベースの整備が行われていれば、定期的にデータを入力するだけで、現況の理解、問題点や課題の抽出など必要な情報を適切に得ることができます。

### 4) 自己点検・評価結果の活用

自己点検・評価が形骸化されないためにも、評価結果の活用について、学内合意を形成しておく必要があります。点検・評価をしても、それが大学の改善・改革に繋がらなければ、構成員は徒労感に陥るだけです。自己点検・評価を大学マネジメントの一環に正しく組み込み、経営戦略や改善計画の策定に活かす体制を構築する

必要があります。

#### 5) 外部評価の有効利用

自己点検・評価の信頼性と妥当性を高めるために、必要に応じて外部評価を受けることが推奨されます。自己点検・評価の過程で同窓生や外部有識者の意見を積極的に聴取したり、専門分野の評価を関連する学協会に依頼したり、大学間で相互的に評価し合う方法などが考えられます。自己点検・評価とは、自分たちだけの閉じた点検・評価という意味ではありません。大学自らの裁量と判断によって、主体的に行う総合的な点検・評価活動なのです。

### (3) 自己点検・評価の実施方法

自己点検・評価の実施方法については、決められた方法や手順があるわけではありません。ここでは参考までに、自己点検・評価の目的である「対社会的な説明責任」「質保証のための自己証明」「改革・改善の推進」という観点から、本協会が考えている一連の流れを示しておきます。

#### 1) 到達目標の明確化

点検・評価の基準になるものは、各大学が掲げる到達目標であり、それがどの程度達成されているかという点を評価するのが基本です。そのためには、学位授与方針や教育課程の編制・実施方針などの各種方針を掲げて、それに基づいて具体化した到達目標を設定することが肝心です。目標に向けた構成員の活動を促すためには、より焦点化した下位目標の設定や、到達時期の明示など、目標の到達に向けた具体的な計画を明らかにする必要があります。

#### 2) 到達目標の妥当性の吟味

到達目標は、夢や希望ではなく、構成員の努力によって到達可能な目標でなければなりません。目標として掲げることが妥当であるかどうかは、現有している人的・物的・資金的資源や大学の置かれている諸条件と深い関係があります。そのような視点から、到達目標の実現可能性について、組織レベル・個人レベルで検討することが重要です。

#### 3) 評価方針及び評価項目の決定

どのような方針・計画・手順・方法で評価作業を行うのかを決め、その上で、具体的な評価項目を設定することが大切です。その際に参考になるのが、大学の質を保証するために定めている評価基準と評価項目です。しかし、それだけに留まる必要はありません。各大学の個性や特色を適切に評価できる項目を設定する工夫を期

待したいと思います。

#### 4) 評価項目に対応する評価指標の確定

評価項目について適切な評価を行うためには、評価項目に対応する評価指標を決めることが重要です。この評価指標がデータ収集の具体的な対象となるからです。

しかし、大学の諸活動の指標には、定量的な評価指標のみならず、定性的な評価指標も重要視しなければなりません。とりわけ、教育成果の指標の開発は、自己点検・評価の充実を図る上でも重要な課題です。

#### 5) 評価指標を基にした現況の把握

評価指標が決まったら、それに対応するデータを体系的に収集し、大学の現況を客観的に把握することが求められます。評価指標が多岐に亘る場合には、それらを評価基準ごとに整理したり、指標間の関連を構造化したりして、現況が分かりやすいように整理することが必要でしょう。場合によっては、標準得点化を試み、各評価基準の比較ができるようにするのも現状を簡潔に知る上では有効です。

#### 6) 現況と到達目標との照合

自己点検・評価の自己点検とは、現況を到達目標と照合することであり、目標と現況の差異分析をすることです。目標が明確でなければ自己点検ができないと言われているのはそのためです。目標に対して現状がどの程度の到達段階にあるのか、また、不十分な到達段階にあるのは、何が原因と考えられるのかなどの原因分析を試みるのも、自己点検の重要なポイントです。

#### 7) 現況に対する自己評価

自己点検が終わったら、それを自己評価することが大切です。現況について自らどう評価するのか、十分であると見なすのか、不十分で改善の余地があると判断するのか、そのように判断する根拠は何かなどを、自ら指摘するのが自己評価といわれる段階です。この自己評価には価値判断が伴うため、外部評価を活用したり、各種のベンチマークを参照したりして、自己評価の妥当性を証明することが求められます。

#### 8) 自己点検・評価に基づく改善計画の策定

点検・評価報告書は、活動実態報告書に留まらず、改善行動計画書としての意味が含まれている必要があります。どのような点を改善する必要があるのか、改善内容の緊急度や重要度をどのように考えているのか、どの程度の資源を投入すれば改善が可能になると考えるのか、改善に向けた計画や手順はどうすればよいのかなど、実行性のある改善計画を策定することが望まれます。



#### 9) 改善計画の実現に向けた方策

計画を実行するためには、構成員の改善に向けた動機づけを高める必要があります。現況についての共通理解、改善計画についての合意形成、実行過程のフィードバック、組織レベルでの計画と個人レベルの活動との関連づけ、努力に見合うインセンティブの供与など、構成員の大学に対するアイデンティティと自己関与を高める工夫が必要です。

## まえがき

<b>序章</b> .....	<b>1</b>
1 認証評価を受ける目的 .....	3
2 大学の概要・理念目標 .....	3
3 特色ある教育活動 .....	5
4 学生支援 .....	7
5 大学院教育 .....	9
6 研究活動 .....	11
7 社会との連携・社会貢献 .....	12
8 大学の管理運営の改善 .....	13
9 財政 .....	14
10 施設 .....	15
11 将来計画 .....	18
12 本学の歴史と教育研究の展開 .....	20
<b>本章</b> .....	<b>23</b>
<b>1 大学の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標</b> .....	<b>25</b>
1-1 大学・学部 .....	27
1-1-1 工学部第1部および第2部の理念目標 .....	27
1-1-2 大学・学部等の理念・目的・教育目標の検証と見直し .....	30
1-1-3 大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどの確保 .....	32
1-2 大学院 .....	35
1-2-1 大学院工学研究科の使命および目的・教育目標 .....	35
1-2-2 大学院工学研究科の理念・目的・教育目標 .....	36
<b>2 教育研究組織</b> .....	<b>39</b>
2-1 大学組織の教育研究組織としての適切性、妥当性 .....	41
2-1-1 教育研究組織の妥当性を検証する仕組み .....	43
<b>3 大学・学部の教育課程等</b> .....	<b>45</b>
(学部・学科等の教育課程)	
3-1 学部の教育課程 .....	47
3-1-1 学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに法令との関連 .....	47
3-1-2 理念・目的や教育目標との学士課程としてのカリキュラムの関係性 .....	48
3-1-3 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ .....	48
3-1-4 専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに法令との適合性 .....	49
3-1-5 一般教養的授業科目の編成における配慮 .....	49
3-1-6 外国語科目の編成における学部・学科の理念・目的や社会的ニーズへの配慮 .....	49
3-1-7 教育課程の開設授業科目、専門教育的科目・一般教養的科目・外国語科目等の量的配分 .....	50
3-1-8 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制 .....	50
3-1-9 グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等の教育 .....	51
3-1-10 起業家的能力の教育の実践 .....	58
3-1-11 学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮 .....	61
(カリキュラムにおける高・大の接続)	

3-1-12 導入教育の実施状況 .....	62
(カリキュラムと国家試験)	
3-1-13 国家試験の受験率・合格者数・合格率 .....	63
(インターンシップ、ボランティア)	
3-1-14 インターンシップシステム .....	63
(履修科目の区分)	
3-1-15 カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性 .....	64
(授業形態と単位の関係)	
3-1-16 各授業科目の単位計算方法の妥当性 .....	66
(単位互換、単位認証等)	
3-1-17 国内外の大学等との単位互換 .....	67
3-1-18 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の単位認定の仕組みと適切性 .....	67
3-1-19 卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合 .....	67
3-1-20 海外の大学との学生交流 .....	68
(開設授業科目における専・兼比率等)	
3-1-21 専任教員が担当する授業科目とその割合 .....	68
3-1-22 兼任教員等の教育課程への関与の状況 .....	69
(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)	
3-1-23 社会人学生、外国人留学生、帰国学生に対する教育上の配慮 .....	69
(生涯学習への対応)	
3-1-24 生涯学習への対応 .....	70
(正課外教育)	
3-1-25 正課外教育の充実度 .....	81
3-2 学部の教育方法等 .....	86
(教育効果の測定)	
3-2-1 教育上の効果の測定方法と教員間の合意システムの検証 .....	86
3-2-2 卒業生の進路状況 .....	86
3-2-3 教育効果の測定方法の開発とそれを活用した教育改善の仕組み .....	87
3-2-4 国際的、国内的に評価される人材の輩出状況 .....	87
(厳格な成績評価の仕組み)	
3-2-5 履修科目登録上限の設定 .....	88
3-2-6 成績評価法、成績評価基準 .....	88
3-2-7 厳格な成績評価を行う仕組み .....	89
3-2-8 学生の質を検証・確保するための方途 .....	89
3-2-9 学生の学習意欲を刺激する仕組み .....	89
(履修指導)	
3-2-10 学生に対する履修指導の適切性 .....	90
3-2-11 オフィスアワーの制度化 .....	90
3-2-12 留年者に対する教育上の配慮 .....	90
3-2-13 学習支援(アカデミック・ガイダンス)アドバイザー制度 .....	91
3-2-14 科目等履修生等に対する教育指導上の配慮 .....	92
(教育改善への組織的な取り組み)	
3-2-15 学生の学修の活性化と教育指導方法の改善 .....	93
3-2-16 シラバスの作成と活用 .....	93
3-2-17 学生による授業評価の活用 .....	93
3-2-18 FD活動に対する組織的取り組み .....	95
3-2-19 学生満足度調査 .....	96
3-2-20 卒業生に評価させる仕組み .....	97
3-2-21 雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組み .....	97
3-2-22 教育評価の成果を教育改善に直結させるシステム .....	98
(授業形態と授業方法の関係)	
3-2-23 授業形態と授業方法の適切性、妥当性、有効性 .....	99
3-2-24 マルチメディアを活用した教育 .....	99
3-3 国内外における教育研究交流 .....	101
3-3-1 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針 .....	101
3-3-2 外国人教員の受け入れ体制 .....	102
3-3-3 教育研究についての外部発信 .....	102

## 4 大学院の教育課程等 .....103

4-1 大学院工学研究科の教育課程	105
4-1-1 大学院工学研究科の教育課程と理念・目的並びに法令との関連	105
4-1-2 修士課程の目的への適合性	105
4-1-3 博士課程の目的への適合性	105
4-1-4 大学院工学研究科と学部学士課程との教育内容の関係	106
4-1-5 修士課程と博士（後期）課程との教育内容の関係	106
4-1-6 課程制博士課程の教育システム・プロセスの適切性	107
(単位互換、単位認定等)	
4-1-7 国内外の大学等と実施している単位互換の方法	107
(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)	
4-1-8 社会人、外国人留学生に対する教育上の配慮	108
4-1-9 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性	108
(研究指導)	
4-1-10 学生に対する履修指導の適切性	109
4-1-11 指導教員による個別的な研究指導の充実度	109
4-1-12 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処	110
4-2 大学院の教育方法等	110
(教育効果の測定)	
4-2-1 教育・研究指導の効果の測定方法	110
4-2-2 修士課程、博士課程修了者等の進路状況	111
4-2-3 大学教員、研究機関の研究員、高度専門職等への就任就職状況	111
4-2-4 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性	111
(教育・研究指導の改善)	
4-2-5 教員の教育・研究指導方法を改善するための組織的な取り組み	112
4-2-6 シラバスの適切性	112
4-2-7 学生による授業評価の導入状況	112
4-2-8 学生満足度調査の導入状況	113
4-3 国内外における教育・研究交流	113
4-3-1 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針と実施状況	113
4-3-2 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性	114
4-3-3 国際的な交流に必要なコミュニケーション手段修得のための配慮	115
4-4 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性	115

## 5 学生の受け入れ .....119

5-1 大学・学部	121
(学生募集方法、入学者選抜方法)	
5-1-1 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性	121
(入学者受け入れ方針等)	
5-1-2 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係	125
5-1-3 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係	125
5-1-4 学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係	126
(入学者選抜の仕組み)	
5-1-5 入学者選抜試験実施体制の適切性	127
5-1-6 入学者選抜基準の透明性	127
5-1-7 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステム	128
(入学者選抜方法の検証)	
5-1-8 各年の入試問題を検証する仕組み	129
5-1-9 入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況	129
(アドミッションズ・オフィス入試)	
5-1-10 アドミッションズ・オフィス入試の適切性	130
(入学者選抜における高・大の連携)	
5-1-11 推薦入学における、高等学校との関係	131
5-1-12 入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ	131

5-1-13 高校生に対して行う情報伝達の適切性	132
(夜間学部等への社会人の受け入れ)	
5-1-14 夜間学部における、社会人学生の受け入れ状況	133
(科目等履修生・聴講生等)	
5-1-15 科目等履修生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性	134
(定員管理)	
5-1-16 定員管理	134
(編入学者、退学者)	
5-1-17 退学者の状況と退学理由の把握状況	136
5-1-18 編入学生及び転科・転部学生の状況	136
5-2 大学院工学研究科	137
5-2-1 工学研究科における学生の受け入れ	137
5-2-2 科目等履修生、研究生等の受け入れ方針・要件	138
5-2-3 外国人留学生の受け入れ状況	139
5-2-4 収容定員	139

## 6 教員組織 .....141

6-1 大学・学部	143
(教員組織)	
6-1-1 学部・学科等の理念・目的、教育課程、学生数との関係における教員組織の適切性	143
6-1-2 主要な授業科目への専任教員の配置状況	143
6-1-3 教員組織における専任、兼任の比率の適切性	144
6-1-4 教員組織の年齢構成の適切性	144
6-1-5 教育課程編成の目的を実現するための教員間の連絡調整の状況	144
6-1-6 教員組織における社会人の受け入れ状況	145
6-1-7 教員組織における外国人研究者の受け入れ状況	145
6-1-8 教員組織における女性教員の占める割合	146
(教育研究支援職員)	
6-1-9 実験・実習を伴う教育等を実施するための人的補助体制と人員配置	146
6-1-10 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係	146
6-1-11 ティーチング・アシスタントの制度化と活用	147
(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き)	
6-1-12 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	147
6-1-13 教員選考基準と手続の明確化	148
6-1-14 教員選考手続における公募制の導入	148
6-1-15 教員の適切な流動化を促進させるための措置	149
(教育研究活動の評価)	
6-1-16 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性	149
6-1-17 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮	149
6-2 大学院	150
6-2-1 大学院工学研究科の理念・目的、教育課程、学生数との関係における教員組織の適切性、妥当性等	150
(研究支援職員)	
6-2-2 研究支援職員等のあり方および活用の状況	151
6-2-3 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	152
6-2-4 教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況	152
(大学院と教育研究組織・機関との関係)	
6-2-5 学内外の大学院と学部、研究所等との人的交流	153

## 7 研究活動と研究環境 .....155

7-1 研究活動	157
(研究活動)	
7-1-1 論文等研究成果の発表状況	157
7-1-2 国内外の学会での活動状況	158

7-1-3 特筆すべき研究分野での研究活動状況 .....	158
(研究における国際連携)	
7-1-4 国際的な共同研究への参加状況 .....	159
(教育研究組織単位の研究上の連携)	
7-1-5 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係 .....	160
7-2 研究環境 .....	161
(経常的な研究条件の整備)	
7-2-1 個人研究費、研究旅費の額の適切性 .....	162
7-2-2 教員個室等の教員研究室の整備状況 .....	163
7-2-3 教員の研究時間を確保させる方途の適切性 .....	163
7-2-4 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性 .....	163
7-2-5 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性 .....	164
(競争的な研究環境創出のための装置)	
7-2-6 科学研究費補助金等の研究助成金の申請とその採択の状況 .....	164
7-2-7 学内に確立されているデュアルサポートシステムの運用の適切性 .....	164
7-2-8 流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用等研究組織を弾力化するための措置の適切性 .....	165
(研究上の成果の公表、発信・受信等)	
7-2-9 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性 .....	166
7-2-10 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況 .....	167
(倫理面からの研究条件の整備)	
7-2-11 倫理面からの実験・研究の学内的規制システム .....	168

## 8 施設・設備等 .....169

8-1 教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性 .....	171
(施設・設備等)	
8-1-1 校地・校舎の大学設置基準面積への充足状況 .....	171
8-1-2 校地 .....	171
8-1-3 キャンパス .....	173
8-1-4 学部・大学院の教育用施設・設備 .....	175
8-1-5 福利厚生施設 .....	175
8-1-6 学園環境整備計画及びその進捗状況 .....	176
8-1-7 教育用情報処理機器などの配備状況 .....	180
8-1-8 社会へ開放される施設・設備の整備状況 .....	188
(キャンパス・アメニティ等)	
8-1-9 キャンパス・アメニティの形成・支援 .....	190
8-1-10 「学生のための生活の場」の整備 .....	192
8-1-11 大学周辺の「環境」への配慮 .....	194
(利用上の配慮)	
8-1-12 施設・設備面における障害者への配慮 .....	195
8-1-13 各施設の利用時間に対する配慮 .....	196
8-1-14 キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備 .....	197
(組織・管理体制)	
8-1-15 施設・設備等の維持・管理および衛生・安全の確保に関するシステム .....	198
8-2 大学院 .....	201
(施設・整備等の整備)	
8-2-1 大学院工学研究科の施設・設備等諸条件の整備状況の適切性 .....	201
8-2-2 夜間大学院における、施設・設備の利用やサービス提供 .....	202
8-2-3 大学院工学研究科における先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備 .....	203

## 9 図書館および図書・電子媒体等 .....207

(図書・図書館の整備)	
9-1 図書資料の整備 .....	209
9-2 図書館の施設・設備 .....	210
9-3 学生閲覧室の座席数等、図書館利用者に対する利用上の配慮 .....	211

9-4 図書館の地域への開放の状況	213
(学術情報へのアクセス)	
9-5 学術情報の処理・提供システム、他大学との協力	214
9-6 学術資料の記録・保管・相互利用	215
9-7 コンテンツやアプリケーション・ソフトの大学・大学院間の効率的な相互利用	216

## 10 社会貢献 .....217

(社会への貢献)	
10-1 社会との文化交流等を目的とした教育システム	219
10-2 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況および還元状況	220
10-3 研究成果の社会への還元状況	224
10-4 ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている取り組みの有効性	224
10-5 地方自治体等の政策形成への寄与の状況	232
(企業等との連携)	
10-6 企業と連携した社会人向け連携プログラム	233
10-7 大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策	238
10-8 企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況	238
(特許・技術移転)	
10-9 特許の取得状況と特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況	239
10-10 TLOの設立と運用の状況	240
10-11 TLO・リエゾンオフィス等とそのための環境	240
(産学連携と倫理規程等)	
10-12 知的資産に関わる権利規程の明文化の状況	240

## 11 学生生活 .....243

(学生への経済的支援)	
11-1 奨学金その他学生への経済的支援措置	245
11-2 各種奨学金等への学生への情報提供の状況とその適切性	248
(学生の研究活動への支援)	
11-3 学生に対し、研究プロジェクトへの参加と各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途	248
(生活相談等)	
11-4 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮	249
11-5 ハラスメント防止のための措置の適切性と防止への対応	251
11-6 生活相談担当部署の活動上の有効性	252
11-7 生活相談、進路相談を行うカウンセラーやアドバイザーなどの配置	254
11-8 学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係	255
11-9 不登校の学生への対応状況	255
11-10 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用	256
(就職指導)	
11-11 学生の進路選択に関わる指導の適切性	256
11-12 就職担当部署の活動上の有効性	257
11-13 就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況	258
11-14 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性	259
11-15 就職活動の早期化に対する対応	260
11-16 就職統計データの整備と活用の状況	260
(課外活動)	
11-17 学生の課外活動に対して行っている指導、支援の有効性	261
11-18 学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度	262
11-19 資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性	263
11-20 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況	264
11-21 父母との連携に基づく学生生活の支援	265

## 12 管理運営 .....269

12-1 大学・学部	271
------------	-----

12-1-1 教授会	271
12-2 大学院	274
12-2-1 大学院研究科の教学上の管理運営組織および審議機関の長の選任手続	274
12-2-2 大学院の審議機関と学部教授会との間の相互関係	275
(学長、学部長の権限と選任手続き)	
12-3 学長の選任手続き	278
(意思決定)	
12-4 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性	281
(評議会、「大学協議」などの全学的審議機関)	
12-5 全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性	282
(教学組織と学校法人理事会との関係)	
12-6 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担	282
(管理運営への学外有識者の関与)	
12-7 大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況	283

## 13 財務 .....287

(教育研究と財政)	
13-1 教育研究目的・目標を実現するための財政基盤の充実度	289
13-2 中・長期的な財政計画と将来計画との関連性、適切性	290
(外部資金等)	
13-3 文部科学省科学研究費、外部資金の受け入れ状況と件数・額の確定	291
(予算の配分と執行)	
13-4 予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性	292
(財務監査)	
13-5 アカウンタビリティの履行状況を検証するシステム	293
13-6 監査システムとその運用の適切性	294
(私立大学財政の財務比率)	
13-7 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性	295

## 14 事務組織 .....297

(事務組織と教学組織との関係)	
14-1 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況	299
14-2 事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性	302
14-3 大学院を支える事務局の整備体制	303
(事務組織の役割)	
14-4 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性	304
14-5 学内の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性	304
14-6 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性	305
14-7 国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況	306
14-8 大学運営を経営面から支えようとする事務局機能の確立状況	307
(事務組織の機能強化のための取り組み)	
14-9 事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性	308
(事務組織と学校法人理事会との関係)	
14-10 事務組織と学校法人理事会との関係の適切性	308

## 15 自己点検・評価 .....311

15-1 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性	313
15-1-1 大学・学部	313
15-1-2 大学院	314
15-2 学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組み	315
(自己点検・評価と改善・改革システムの連結)	
15-3 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性	316
15-3-1 大学・学部	316
15-3-2 大学院	318



(自己点検・評価に対する学外者による検証)	
15-4 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性	318
15-4-1 大学・学部	319
15-4-2 大学院	320
15-5 外部評価の適切性など	320
(大学に対する社会評価等)	
15-6 大学・学部の社会的評価の検証状況	321
15-7 他大学にはない特色や「活力」の検証状況	322
(大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応)	
15-8 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告に対する対応	323

## **16 情報公開・説明責任 .....325**

16-1 財政公開	327
(自己点検・評価)	
16-2 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性	327
16-3 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性	328
16-4 大学院工学研究科の自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況	328

## **平成18年度工学院大学 開設新学部・新学科及び工学部改編の概要.....1**

### **大学基準適合認定証**

### **工学院大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果 ..... I**

### **大学基準協会の指摘に対する今後の対応について ..... i**

### **教育研究白書編集委員会規程及び教育研究白書編集委員会委員**

### **あとがき**

## 1. 技術者教育の認定制度について

### 1-1 技術者教育の認定制度とは

技術者教育の認定制度とは、高等教育機関における技術者教育のプログラムに対して、第三者の認定機関によって、その機関が設定・公表している一定の基準をもとに、确实、公平かつ公正に審査し、適格であるプログラム、すなわち図 1-1 に示す教育の PDCA サイクルを着実に実施しているプログラムを認定し、認定されたプログラムを社会に公表することにより、そのプログラムの修了生が学習・教育目標の達成者であることを社会に知らせる制度を意味します。

#### 認定制度の認定の目的

- ✓ 教育の質保証（認定されたプログラムを公表し、そのプログラムでは教育の質を維持・向上させ、かつ学習・教育目標を達成した学生のみを卒業させていることを社会に知らせること）を行う。
- ✓ 優れた教育方法の導入を促進し、技術者教育を継続的に発展させる。
- ✓ 技術者教育の評価方法を発展させる。
- ✓ 技術者教育の評価に関する専門家を育成する。
- ✓ 教育活動に対する組織の責任と教員個人の役割を明確にする。
- ✓ 教員の教育に対する貢献の評価を推進する。

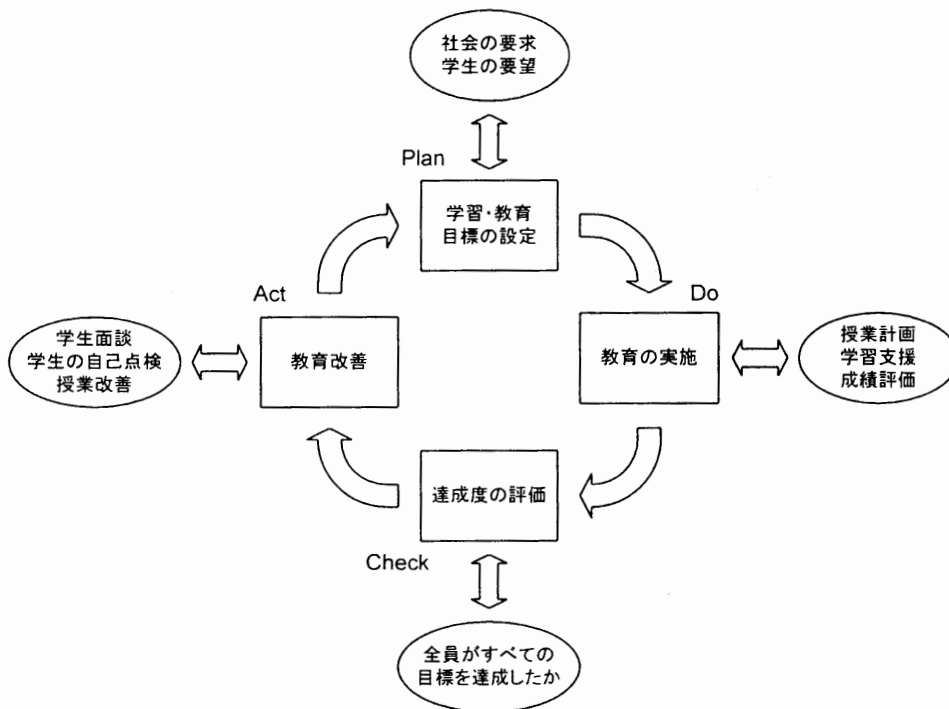
技術者教育とは、以下に示すような技術者として身につけていなければならない専門職的素養を、社会の要請する水準以上で、卒業時点までに学生に身につけさせる学士課程の教育を意味し、技術者の基礎教育ともいいます。

- 1) 技術者の専門分野として必要な原理・原則の深い知識と応用力
- 2) 幅広い視野のための関連専門分野に関する知識と対話可能な認識
- 3) 効果的にコミュニケーションできる能力、効果的に仕事ができるチームワーク力、技術者倫理の自覚、人文社会科学的知見など

学習・教育目標とは、プログラム側がその理念・使命・目的・伝統・個性を活かして、社会の期待・学生の希望・雇用者の要求・産業界のニーズ等を考慮し、認定機関によって設定・公表されている一定の基準を満たす範囲で、独自に設定し保証する「卒業時点までの学習の成果として、学生に身につけさせる専門職的素養（社会の要請する水準以上での知識・能力・素養等）を具体的に書きおろしたもの」で、それらの達成を評価・判定できる評価指標を意味します。ここに、その書きおろしたものをアウトカムズといい、そのアウトカムズを身につけ、実社会での 2・3 年の実務経験を経て、身につけることが期待される専門職的素養を広めに書いたものを、教育目標あるいは教育目的という場合もあります。

認定プログラムを修了した学生は、そのプログラムの修了生であるという意味で質保証されま

す。学生が、技術者教育で、深い専門知識と広い教養を身につけ、知識力・応用力及び人間力を展開させ、自主的・継続的に学習できる能力を磨こうと志しているときに、それに応えるべく、優れた技術者教育のプログラムを提供する高等教育機関を対象とする認定審査制度は、学生にとっても、修了生の受け入れ先である産業界にとっても、また広く社会にとっても、重要な意義があります。



Plan:	プログラムが保証する適切な学習・教育目標が設定されているか
Do:	プログラムは、自己点検書や学則、シラバス、パンフレット等の記載通りに実施されているか
Check:	プログラム修了生の全員が認定された学習・教育目標を達成しているか
Act:	教育の継続的改善システムが機能しているか

図 1-1 教育の PDCA サイクル

## 1-2 「工学教育」から「技術者教育」へのパラダイムシフト

産業界が将来技術者となる学生に求める能力としては、社会ニーズに適合した深い専門知識と応用力をはじめとして、主体的な行動力、自己責任の自覚、諸外国との相互理解を深めることのできる教養、他国籍や他分野の技術者と協働して活躍できるコミュニケーション能力など、多岐にわたる要求があります。そのためそれらの専門職的素養を学生に身につけさせる国際的に通用する技術者教育が強く求められています。

産業界での技術開発で直面する諸問題の解決には、概念化力、構想化力、計画力、課題設定力（定式化力）、課題解決力（解析力）、課題把握力、調査・研究力、モデリングとシミュレーショ

ンカ、実験力、デザイン力、実践力などの能力を発揮することができる技術者が渴望されています。

米国における認定機関の ABET (Accreditation Board of Engineering and Technology) は、1932 年に学協会が集まって設立された組織です。1990 年代初め頃から、4 年制大学工学部での各工学科の工学教育のプログラムの卒業生が身につけている能力やスキルと産業界のニーズとのミスマッチが問題化されるようになり、ABET では工学教育の内容の改革・改善を促すため、プログラムの適格認定のための基準ならびに認定・審査のあり方について検討されました。その結果、工学教育プログラムに対してそれまで長年続けられてきたカリキュラム・教員資格・授業時間・教育環境・財政などを重視した「何が教えられるか (what is taught)」の評価ではなく、

- 1) 産業界のニーズを踏まえ、
- 2) 明確な教育目標を設定し、
- 3) アウトカムズが実際に身についたかを根拠となる資料等で、整理・分析し、
- 4) 教育目標の達成度評価を行い、
- 5) 継続的な教育改善を促進する

ことを重視した「何が学習されているか (what is learned)」の評価が重要であるとの結論に達しました。

「学生と卒業生の質と活動に視点を置き、技術者教育のプログラム共通に満たすことを求める基準指定のアウトカムズ項目、並びにそれに加えたプログラム独自の設定アウトカムズ項目をすべて卒業時点で学生が実際に身につけているかどうかの根拠となる資料で整理・分析し、評価し、教育目標を達成した学生のみを卒業させるとともに、継続的な教育改善を促すもの」(なお、ABET では、アウトカムズと教育目標を分けて用いている) となっています。それは、まさに、それまでの「工学教育」の意味での engineering education から「技術者教育」の意味での engineering education へのパラダイムシフトを導くものとなっています。また、それらのアウトカムズを含め、技術者として備えていなければならない素養を身につけさせるための授業としては、以下の内容をあげ、それぞれを身に付けさせるに必要な授業量を指定しています。

- 1) 専門分野に関係する数学と自然科学
- 2) 専門分野に関係するエンジニアリング・サイエンスとエンジニアリング・デザインの内容
- 3) 補完的な学習 (人文社会科学、マネージメント、エンジニアリング・エコノミクス等)

ここで、「エンジニアリング・サイエンス」とは、数学と自然科学の創造的応用で組み立てられた専門的科学技术 (数学的・数値解析的技術や技法、モデリングとシミュレーション、実験方法の利用、電気回路、電子回路、自動制御、材料力学、熱力学、流体力学、情報処理基礎 (プログラム言語、データ構造とアルゴリズム、ソフトウェア設計など) の総称を意味しています。

また、「エンジニアリング・デザイン」とは数学、自然科学、エンジニアリング・サイエンスと補完的な学習の成果を集約し、社会的ニーズに合ったハードウェアやソフトウェアを含む、デバイス、プロセス、システム、方法などの人工物を工夫することで、分野によって異なる経済、環境、社会、政治、倫理、健康と安全、製造性、ならびに持続性のような現実的制約のもと行われる創造的・協働的でオープンエンドなプロセス、を意味します。

## 1. はじめに

本学では、受審済みの JABEE 教育プログラムの充実や新規に受審する教育プログラムの整備などを推進する組織として、2007 年 10 月に JABEE 推進室を設置しました。その後、全学的な視野のもとに様々な教育改善活動を継続していくことを目的に、2009 年 4 月に教育開発センターを、2010 年 4 月に教育開発課を設置しました。

現在は教育開発課 JABEE 担当が窓口となり、JABEE 認定教育プログラムに関わる授業を担当される先生方に、成績評価報告書および授業改善計画・報告書のご提出を依頼しております。

先生方におかれましては、本書をご一読いただき、授業運営や上記の報告書の作成にお役立てくださいますようお願いいたします。

また、本書は今後も継続的に改善していきたいと考えております。お気づきの点がございましたら、教育開発課 JABEE 担当までご連絡ください。

### 1.1 本書の概要

本書は、JABEE の要求事項に対応した授業運営や成績評価、報告書の作成方法等について説明し、JABEE 認定教育プログラムに関わる先生方に情報提供することを目的としています。

機械工学エネルギー・デザインプログラム（機械工学科）、機械システム基礎工学プログラム（機械システム工学科）、および国際工学プログラム（機械創造工学科）は、JABEE（日本技術者教育認定機構）の認定を受けた技術者教育プログラムです。これら教育プログラムは継続的に審査を受け、シラバスが教育プログラムの学習・教育目標と対応しているかどうか、成績評価がシラバスに記述された評価方法どおりに行われているかどうかなどについて厳密に審査されます。審査に際しては、成績評価報告書および授業改善計画・報告書が重要な資料となります。このため、これらの教育プログラムの授業を担当される先生方には、シラバスに上記の各教育プログラムとの対応について明示していただくことなどが必要となります。

成績評価報告書は、各々の授業と教育プログラムの学習・教育目標との対応、およびその達成を証明するための書類です。成績評価報告書は JABEE 資料室に置かれ、教職員が閲覧できます。授業改善計画・報告書は、教育プログラムの継続的改善に資するための書類で、機械系学科事務室に置かれ、学生も含め教育プログラム関係者全員が閲覧できます。

## 1.2 授業全体の流れについて

- 授業準備……シラバスの作成、授業改善計画の策定など。特に、シラバスには JABEE 認定教育プログラムのために追加して記載していただく項目があります。
- 授業運営……試験やレポートおよび演習課題など、成績評価の根拠となる資料を保管していただきます。新宿校舎 12 階講師室内、および八王子校舎 1 号館 1 F 講師室前に答案保存システム装置を設置しておりますので、資料の保管に適宜ご利用ください。
- 授業期間終了後……シラバスに記述された方法に従って、成績を評価してください。また、成績評価報告書および授業改善計画・報告書を作成し、提出期限までにご提出ください。提出される資料の選定については、本書「4.1.5 目標達成根拠資料の用意」(18～21p)をご覧ください。また、オフィスアワー記録や授業アンケート集計表もご提出願います。

**JABEE 認定プログラムに関連する授業を担当し、かつ成績評価報告書および授業改善計画・報告書の提出が必要とされる先生方には、前期終了科目については 7 月頃、後期終了科目については 2 月頃、教育開発課 JABEE 担当より文書にて個別に提出を依頼します。** 提出期限等の詳細につきましては、その際にお知らせします。

(様式 2-2)

工学院大学 \_\_\_\_\_ 工学科授業改善計画・報告書 (20 \_\_\_\_\_ 年度)

科目： \_\_\_\_\_ (履修コード \_\_\_\_\_)

学科： \_\_\_\_\_ 工学科 ( \_\_\_\_\_ 年生 前期・後期・通年・特選)

担当教員： \_\_\_\_\_ (教職員番号 \_\_\_\_\_)

履修人数： \_\_\_\_\_ 人

改善計画実施	
アンケートベースの評価・分析	改善評価
	次年度改善に向けての分析
自己評価・分析	改善評価
	次年度改善に向けての分析
次年度改善計画	

[授業改善計画・報告書]

# 日本技術者教育認定基準

この認定基準は、高等教育機関において技術者の基礎教育を行っているプログラムを認定するために定めるものである。認定を希望するプログラムは、以下に示す基準1-6および補則をすべて満たしていることを根拠となる資料等で説明しなければならない。なお、ここでいう技術者とは、研究開発を含む広い意味での技術の専門職に携わる者である。

## 基準1 学習・教育目標の設定と公開

- (1) 自立した技術者の育成を目的として、下記の(a) - (h)の各内容を具体化したプログラム独自の学習・教育目標が設定され、広く学内外に公開されていること。また、それが当該プログラムに関わる教員および学生に周知されていること。
  - (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
  - (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、および技術者が社会に対して負っている責任に関する理解（技術者倫理）
  - (c) 数学、自然科学および情報技術に関する知識とそれらを活用できる能力
  - (d) 該当する分野の専門技術に関する知識とそれらを問題解決に応用できる能力
  - (e) 種々の科学、技術および情報を利用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
  - (f) 日本語による論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力および国際的に通用するコミュニケーション基礎能力
  - (g) 自主的、継続的に学習できる能力
  - (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
- (2) 学習・教育目標は、プログラムの伝統、資源および卒業生の活躍分野等を考慮し、また、社会の要求や学生の要望にも配慮したものであること。

## 基準2 学習・教育の量

- (1) プログラムは4年間に相当する学習・教育で構成され、124単位以上を取得し、学士の学位を得た者を修了生としていること。
- (2) プログラムは修了に必要な授業時間（授業科目に割り当てられている時間）として、総計1,600時間以上を有していること。その中には、人文科学、社会科学等（語学教育を含む）の授業250時間以上、数学、自然科学、情報技術の授業250時間以上、および専門分野の授業900時間以上を含んでいること。
- (3) プログラムは学生の主体的な学習を促し、十分な自己学習時間を確保するための取り組みを行っていること。



### 基準3 教育手段

#### 3.1 教育方法

- (1) 学生がプログラムの学習・教育目標を達成できるように、教育課程（カリキュラム）が設計され、当該プログラムに関わる教員および学生に開示されていること。カリキュラムでは、各科目とプログラムの学習・教育目標との対応関係が明確に示されていること。
- (2) カリキュラムの設計に基づいて、科目の授業計画書（シラバス）が作成され、当該プログラムに関わる教員および学生に開示されていること。また、それによって教育が行われていること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラム中での位置付けが明らかにされ、その教育の内容・方法、達成目標、成績の評価方法・評価基準が示されていること。また、シラバスあるいはその関連文書によって、授業時間が示されていること。
- (3) 学生自身にもプログラムの学習・教育目標に対する自分自身の達成状況を継続的に点検させ、その学習に反映させていること。

#### 3.2 教育組織

- (1) カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と教育支援体制が存在していること。
- (2) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに基づく活動が行われていること。
- (3) 教員の質的向上を図る仕組み（ファカルティ・ディベロップメント）があり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それによって活動が行われていること。
- (4) 教員の教育活動を評価する方法が定められ、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、その方法によって評価が行われていること。

#### 3.3 入学、学生受け入れおよび移籍の方法

- (1) プログラムの学習・教育目標を達成できるように設計されたカリキュラムの履修に必要な資質を持った学生を入学させるための具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それによって選抜が行われていること。
- (2) プログラム履修生を共通教育等の後に決める場合には、その具体的な方法が定められ、当該プログラムに関わる教員および学生に開示されていること。また、それによって履修生の決定が行われていること。
- (3) 学生をプログラム履修生として編入させる場合には、その具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それによって履修生の編入が行われていること。
- (4) プログラム履修生の移籍を認める場合には、その具体的な方法が定められ、当該プログ

ラムに関わる教員および学生に開示されていること。また、それによって履修生の移籍が行われていること。

#### 基準 4 教育環境・学生支援

##### 4.1 施設、設備

プログラムの学習・教育目標を達成するために必要な教室、実験室、演習室、図書室、情報関連設備、自習・休憩施設および食堂等が整備されていること。

##### 4.2 財源

プログラムの学習・教育目標を達成するために必要な施設、設備を整備し、維持・運用するために必要な財源確保への取り組みが行われていること。

##### 4.3 学生への支援体制

教育環境および学習支援に関して、授業等での学生の理解を助け、学生の勉学意欲を増進し、学生の要望にも配慮する仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員、職員および学生に開示されていること。また、それによって活動が行われていること。

#### 基準 5 学習・教育目標の達成

- (1) シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、科目ごとの目標に対する達成度が評価されていること。
- (2) 学生が他の高等教育機関等で取得した単位に関して、その評価方法が定められ、それによって単位認定が行われていること。編入生等が編入前に取得した単位に関しても、その評価方法が定められ、それによって単位認定が行われていること。
- (3) プログラムの各学習・教育目標に対する達成度を総合的に評価する方法と評価基準が定められ、それによって評価が行われていること。
- (4) 修了生全員がプログラムのすべての学習・教育目標を達成していること。

#### 基準 6 教育改善

##### 6.1 教育点検

- (1) 学習・教育目標の達成状況に関する評価結果等に基づき、基準 1～5 に則してプログラムの教育活動を点検する仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに関する活動が行われていること。
- (2) その仕組みは、社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含み、また、仕組み自体の機能も点検できるように構成されていること。
- (3) その仕組みを構成する会議や委員会等の記録を当該プログラムに関わる教員が閲覧できること。

## 6.2 継続的改善

教育点検の結果に基づき、基準1-6に則してプログラムの教育活動を継続的に改善する仕組みがあり、それに関する活動が行われていること。

### 補則 分野別要件

分野別要件は、当該分野のプログラムに認定基準を適用する際の補足事項を定めたものである。ただし、分野別要件が補足するのは、主として、学習・教育目標に関するもの（基準1(1)(d)等）と教員(団)に関するもの（基準3.3(1)等）である。

## JABEE(ジャビー)は技術者教育の ISO

技術者教育プログラムは日本技術者教育認定機構(JABEE)によって認定されます。JABEE 認定を受けることにより、大学で実施されている教育活動の質が満足すべきレベルにあること、その教育成果が技術者として活動するために必要な最低限度の知識や能力の養成に成功していることを証明されています。

## JABEE を修了すると...

### ●プロフェッショナルへの第一歩

卒業後は実務経験と継続専門教育(Continuing Professional Development, CPD)を通じて能力開発を続け、より高度な技術者へと成長します。

国が定める技術者資格<技術士>を取得して、公認の技術者としての地位を確立し、その後も仕事を続けながら技術士 CPD を通じて能力のアップデートを続けていくことになります。

### ●国際的な資格

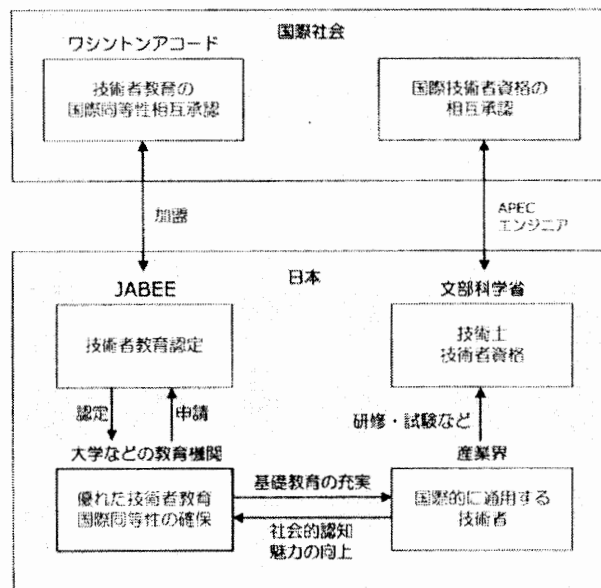
米国・カナダ・EU 諸国では、すでに技術者教育認定制度が充実しています。これらの国々の相互協定であるワシントンアコードへ JABEE は 2005 年 6 月に正式加盟しました。

したがって、JABEE 認定の教育プログラムを受けた技術者は、国際的に認められた教育を受けた技術者とみなされます。

### ●技術士への道

わが国では、外国の技術者資格制度と整合性のある新しい技術者資格制度「新技術士法」が、2001 年 4 月から施行されました。

JABEE 認定の技術者教育プログラムの修了者は、技術者に必要な基礎教育を完了したものと見なされ、技術士第一次試験免除で直接「修習技術者」として実務修習に入ることができるようになりました。



JABEE は国際社会で認められています



## 工学院大学 JABEE 推進室

〒163-8677

東京都新宿区西新宿 1-24-2

TEL: 03-3340-2528

FAX: 03-3342-5304

E-mail: [suisin.jabee@sc.kogakuin.ac.jp](mailto:suisin.jabee@sc.kogakuin.ac.jp)

URL: <http://www.kogakuin.ac.jp/>

## 工学院大学の技術者育成教育

技術者教育の PDCA サイクル

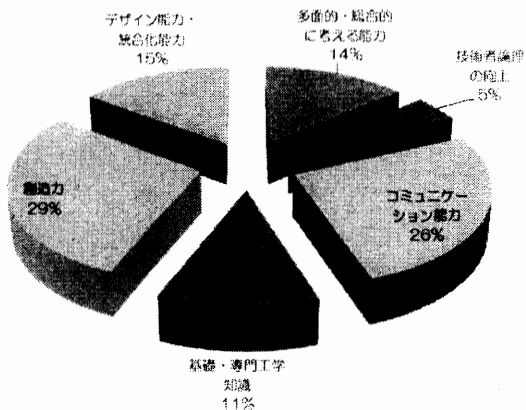
2009 年 11 月に機械工学科  
と機械システム工学科が認定  
継続審査を受けました。



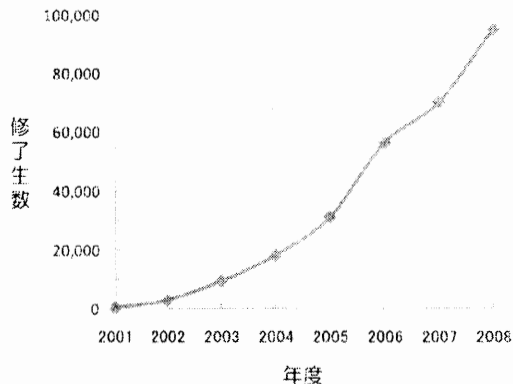
Engineer our Future

2012

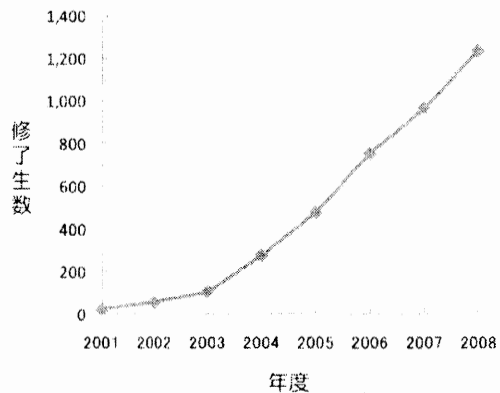
企業が望む学生の能力（採用担当者のアンケート結果）



全国のJABEE修了生の推移（累積）



本学のJABEE修了生数（累積）



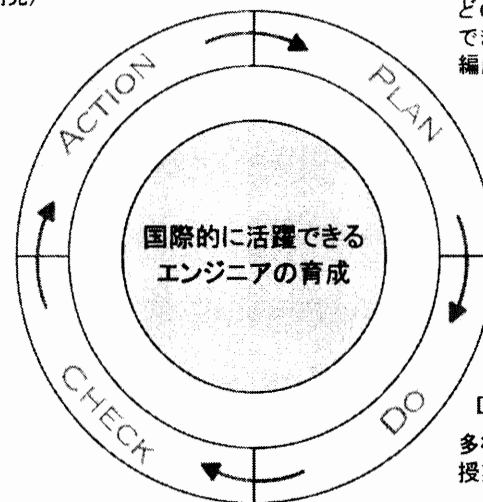
### 技術者教育のPDCA サイクル

#### ACTION [見直し]

教育目標・実施方法の見直し  
新しい教育方法の開発  
FD・SD（教職員の能力開発）の実施  
施設・設備の改善

#### PLAN [計画]

専門基礎力、問題解決力、コミュニケーション力、創造力、マネジメント力、技術者倫理などの能力を身につけることができる体系的なカリキュラム編成



#### CHECK [点検]

授業評価アンケート  
学生生活アンケート  
父母懇談会  
卒業生アンケート  
求人企業へのアンケート  
FDシンポジウムでの事例研究

#### Do [実施]

多様な入学者の選抜  
授業：シラバス、少人数教育、双方向指導、体験型・実務型教育、厳格な評価  
学生サポート：導入教育、キャリア教育、補習教育

### PDCA サイクルによる教育改革

大学は、時代の変革に合わせ、社会の要請に応えるために、教育推進の組織・体制、カリキュラムの編成方針や授業の実施体制（授業方法・評価・改善等）の見直しなどを常に行うことが必要です。本学では上の図で示す PDCA サイクルにより教育改革を進めています。

学生の更なる学習意欲向上や不得意科目の学習支援など、本学の教育における様々な問題や課題を洗い出し、その解決方法について実現性・実効性のある対策を提案・実施しています。

### 工学院大学の JABEE

本学のグローバルエンジニアリング学部機械創造工学科の「世界で活躍する真のグローバルエンジニアの育成」を目指した「国際工学プログラム」は、2001 年度に日本で初めて JABEE により認定された 3 プログラムの内の一つです。（その後、2006 年度に認定継続審査を受け、継続認定されました。）

また、2004 年度には工学部機械工学科の「機械工学エネルギー・デザインプログラム」と工学部機械システム工学科の「機械システム基礎工学プログラム」が、JABEE 認定を受けました。前者は「専門領域を広い視野で見渡す実務に強い機械工学技術者の育成」を、後者は「機械工学とシステム工学の二つの分野を融合させた領域で活躍できる人材の育成」を目指しています。（2009 年 11 月に両プログラムとも認定継続審査を受け、高い評価を得ました。正式には 2010 年 5 月に、継続認定される見込みです。）

部門：

監査員の総合所見	
----------	--

監査担当者	
主担当氏名	
担当氏名	
担当氏名	
担当氏名	

監査対応者	

監査実施日時	
平成 年 月 日	～

監査項目	監査員の指摘事項	被監査部門の意見	今後の留意事項及び改善提案	改善結果 (未改善の場合は次頁に記入)	改善の具体的な方法・時期 (改善済みの場合は記入不要)

平成21年度内部監査実施スケジュール

日程		内容	備考
20090420		内部監査実施スケジュール策定、確認	総合企画室、内部監査事務局
20090421		理事長に以下を依頼 (1)監事、内部監査員懇談会出席 (2)平成21年度内部監査方針(お考え)の指示 (3)平成21年度内部監査員、事務局員 委嘱状交付	
20090508	17:30~19:00 役員	監事、内部監査員懇談会 *出席:理事長、監事、新旧内部監査員、内部監査事務局	理事会:15:00-17:00
20090603	17:00~18:30 第6	内部監査改善計画報告会	
	18:30~19:30 第6	第1回内部監査員会 議題 ・平成21年度内部監査スケジュールについて ・監査先及び監査方針について	
20090618	17:00~18:00 第3	第2回内部監査員会 議題 ・監査先及び監査方針について	
20090708	17:00~18:00 第3	第2回内部監査員会 議題 ・内部監査項目について ・内部監査日程について	
20090717		内部監査実施通知(内部監査室長⇒理事長)	
20090721		内部監査実施通知(理事長⇒監査対象各部門)	
20090728		内部監査項目及び監査日程通知(内部監査室長⇒監査対象各部門)	
20090901	9:30~11:30 役員	内部監査実施 施設部施設管理課(主担当:樋口)	
	14:00~16:00 役員	内部監査実施 教務部 (主担当:八戸)	
20090903	9:30~11:30 第1	内部監査実施 学生部 (主担当:八戸)	
	14:00~16:00 役員	内部監査実施 総務部総務課 (主担当:宇田川)	
20090908	9:30~11:30 第2	内部監査実施 八王子事務部庶務課・施設部施設課(主担当:於保)	
	14:00~16:00 中高会議室	内部監査実施 附属中学校・高等学校 (主担当:加藤)	
20090909~1009		この間、監査調書作成	
20091013	17:00~18:30	第4回内部監査員会 議題 ・内部監査報告書のまとめについて ・内部監査報告について	

平成21年度内部監査実施スケジュール

日程		内容	備考
20091014~1017		この間、監査調書作成	
20091027	10:00~11:45 第2	第5回内部監査委員会 議題 ・内部監査報告書のまとめについて ・内部監査報告について	
20091028~1117		この間、内部監査報告書作成	
20091119	13:00~14:00 役員	内部監査報告会事前打ち合わせ	監査員、事務局で打ち合せ
20091120	13:00~14:00 役員応接	理事長への報告(内部監査室長⇒理事長) 内部監査報告会実施:出席 理事長、3常務、監事、内部監査員 *理事長から改善指示を受ける。	
20091215		内部監査実施部門に監査結果及び改善指示を通知、改善計画の検討を依頼 (理事長⇒監査実施部門)	
20091216~20100303		この間、被監査部門は、改善計画を検討	
20100304		改善結果の提出依頼通知(理事長⇒監査実施部門)	
20100326		改善結果を報告(内部監査室長⇒理事長)	



## 点検・評価項目

- 1) 新しい「大学基準」では、現行の「大学基準」の15の「評価基準」を10に収斂し、これらを評価のための基軸とする。
- 2) 評価申請大学が、新しい「評価基準」に適合しているかどうかを判断するために、「評価基準」ごとに評価の対象となる複数の「評価項目」を設ける。
- 3) 「評価項目」は評価の対象となる項目である。評価申請大学は各「評価基準」に関し、「現状説明→点検・評価→改善」のシステムが円滑に機能しているかを中心に自己点検・評価を行う。
- 4) 「評価項目」は、包括的・基本的な内容のものとし、従来の「点検・評価項目」と比べ、評価項目数の大幅な削減を図っている。
- 5) それぞれの「評価項目」は、評価申請大学が、適切に自己点検・評価するために、その下に「評価の視点」を示している。また、対応する法令等も示している。  
なお、「評価の視点」は、点検・評価のための手掛かりや根拠となるものである。
- 6) 「評価の視点」を設定したのは、どのような視点から「評価項目」が評価されるかについて、関係者間の共通理解を図るためのものである。  
どの視点を点検・評価の手段として採用するかは各大学の裁量に委ねる。
- 7) 「評価の視点」は、例示されているもの以外でも「評価項目」を評価するに際して客観的な論拠となるものであれば、各大学が独自に設定してもかまわない。
- 8) 対応法令等において、【基】は教育基本法、【教】は学校教育法、【教規】は学校教育法施行規則、【位】は学位規則、【学】は大学設置基準、【院】は大学院設置基準、【専】は専門職大学院設置基準、【告】は告示を示す。

### 1 理念・目的

評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	理念・目的の明確化	【基】 大学 (第7条) 【教】 大学の目的 (第83条)、 大学院及び専門職大学院の目的 (第99条) 【院】 修士課程の目的 (第3条)、 博士課程の目的 (第4条) 【専】 専門職学位課程 (第2条)、 法科大学院の課程 (第18条)
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	
	個性化への対応	
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。	構成員に対する周知方法と有効性	【学】 教育研究上の目的の公表等(第2条の2) 【院】 教育研究上の目的の公表等(第1条の2)
	社会への公表方法	
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。		【教】 自己点検・評価及び認証評価制度 (第109条)

2 教育研究組織

評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。</p>	<p>教育研究組織の編制原理</p>	<p>【教】 通信教育（第84条）、学部（第85条）、夜間において授業を行う学部（第86条）、研究施設の附置（第96条）、大学院の設置（第97条）、研究科（第100条）、夜間又は通信による研究科（第101条）、大学院のみを置く大学（第103条）</p> <p>【学】 学部（第3条）、学科（第4条）、課程（第5条）、学部以外の基本組織（第6条）、外国に設ける組織（第50条）</p> <p>【院】 大学院の課程（第2条）、専ら夜間において教育を行う大学院の課程（第2条の2） 修士課程（第3条）、博士課程（第4条）、研究科（第5条）、専攻（第6条）、研究科と学部の関係（第7条）、複数の大学が協力して教育研究を行う研究科（第7条の2）、研究科以外の基本組織（第7条の3） 独立大学院（第23条） 通信教育を行う課程（第25条）</p> <p>【専】 専門職学位課程（第2条）、法科大学院の課程（第18条）、教職大学院の課程（第26条）</p> <p>【告】 大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準、 大学院を置く大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準、 専門職大学院を置く大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準</p>
	<p>理念・目的との適合性</p>	
	<p>学術の進展や社会の要請との適合性</p>	
<p>(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。</p>		<p>【教】 自己点検・評価及び認証評価制度（第109条）</p>

3 教員・教員組織

評価項目	評価の視点			対応法令等
	学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程	
(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	教員に求める能力・資質等の明確化			【基】 教員（第9条） 【教】 学長、教授その他の職員（第92条） 【学】 教員組織（第7条）、 授業科目の担当（第10条）、 授業を担当しない教員（第11条） 専任教員（第12条）、 専任教員数（第13条） 学長の資格（第13条の2）、 教授の資格（第14条）、 准教授の資格（第15条）、 講師の資格（第16条）、 助教の資格（第16条の2）、 助手の資格（第17条）、 共同学科に係る専任教員数（第46条） 【院】 教員組織（第8条、第9条）、 一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の 教員組織（第9条の2） 【専】 教員組織（第4条、第5条） 【告】 大学院設置基準第53条に基づく段階的整備に ついて定める件、 薬学関係の学部に係る専任職員について定め る件、 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数 について定める件、 1専攻あたりの入学定員の一定規模数を 専門分野ごとに定める件、 大学院設置基準第38条に基づく段階的整備 について定める件、 専門職大学院に関し必要な事項について定める件
	教員構成の明確化			
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化			
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	編制方針に沿った教員組織の整備			
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備			
		研究科担当教員の資格の明確化と適正配置		

評価項目	評価の観点	対応法令等
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	<b>【教】</b> 学長、教授その他の職員（第92条） <b>【学】</b> 教授の資格（第14条）、 准教授の資格（第15条）、 講師の資格（第16条）、 助教の資格（第16条の2）、 助手の資格（第17条） <b>【院】</b> 教員組織（第9条） <b>【専】</b> 教員組織（第5条）
	規程等に従った適切な教員人事	
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	教員の教育研究活動等の評価の実施	<b>【基】</b> 教員（第9条） <b>【学】</b> 教育内容等の改善のための組織的な研修等 （第25条の3） <b>【院】</b> 教育内容等の改善のための組織的な研修等 （第14条の3） <b>【専】</b> 教育内容等の改善のための組織的な研修等 （第11条）
	ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性	

4 教育内容・方法・成果  
教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

評価項目	評価の観点			対応法令等
	学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程	
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示			※1
	教育目標と学位授与方針との整合性			
	修得すべき学習成果の明示			
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示			※2
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示			
(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。	周知方法と有効性			※3
	社会への公表方法			
(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。				【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条）

<p>※1</p> <p>【教】学位（第104条）</p> <p>【位】学士の学位授与の要件（第2条）、 修士の学位授与の要件（第3条）、 博士の学位授与の要件（第4条）、 学位論文の審査の協力（第5条）、 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位（第5条の2）、 専門職学位の授与の要件（第5条の3）</p> <p>【学】情報の積極的な提供（第2条）、 教育研究上の目的の公表等（第2条の2）、 教育課程の編成方針（第19条）、 教育課程の編成方法（第20条）</p> <p>【院】教育課程の編成方針（第11条）</p>	<p>※2</p> <p>【学】教育課程の編成方針（第19条） 教育課程の編成方法（第20条）、単位（第21条）、 1年間の授業時間（第22条）、 各授業科目の授業期間（第23条）、 共同教育課程の編成（第43条）、 共同教育課程に係る単位の認定（第44条）</p> <p>【院】教育課程の編成方針（第11条）、 授業及び研究指導（第12条）、 研究指導（第13条）、 教育方法の特例（第14条）、 共同教育課程の編成（第31条）、 共同教育課程に係る単位の認定等（第32条）</p> <p>【専】教育課程（第6条）、授業を行う学生数（第7条）、 授業の方法等（第8条、第9条） 共同教育課程の編成（第32条） 共同教育課程に係る単位の認定等（第33条）</p>	<p>※3</p> <p>【学】情報の積極的な提供（第2条）、 教育研究上の目的の公表等（第2条の2）</p> <p>【院】教育研究上の目的の公表等（第1条の2）</p>
---	---	---

教育課程・教育内容

評価項目	評価の視点			対応法令等
	学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程	
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	必要な授業科目の開設状況			<b>【学】</b> 教育課程の編成方針（第19条）、 教育課程の編成方法（第20条）、 共同教育課程の編成（第43条）、 <b>【院】</b> 教育課程の編成方針（第11条）、 共同教育課程の編成（第31条）、 <b>【専】</b> 教育課程（第6条）、 共同教育課程の編成（第32条）
	順次性のある授業科目の体系的配置			
	専門教育・教養教育の位置づけ	コースワークとリサーチワークのバランス		
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	学士課程教育に相応しい教育内容の提供	専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	理論と実務との架橋を図る教育内容の提供	<b>【学】</b> 教育課程の編成方針（第19条） <b>【院】</b> 修士課程（第3条）、博士課程（第4条）、 教育課程の編成方針（第11条） <b>【専】</b> 専門職学位課程（第2条）、教育課程（第6条）
	初年次教育・高大連携に配慮した教育内容			

教育方法

評価項目	評価の視点			対応法令等
	学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程	
(1) 教育方法および学習指導は適切か。	教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用			<b>【学】</b> 単位（第21条）、 一年間の授業期間（第22条）、 各授業科目の授業期間（第23条）、 授業を行う学生数（第24条）、 授業の方法（第25条）、昼夜開講制（第26条） 履修科目の登録の上限（第27条の2） <b>【院】</b> 授業及び研究指導（第12条）、 研究指導（第13条）、 教育方法の特例（第14条） <b>【専】</b> 授業を行う学生数（第7条）、 授業の方法等（第8条、第9条）、 履修科目の登録の上限（第12条） <b>【告】</b> 多様なメディアを高度に利用した授業について 定める件、 授業の一部を校舎等以外の場所で行うことについて 定める件
	履修科目登録の上限設定、学習指導の充実			
	学生の主体的参加を促す授業方法			
		研究指導計画に基づ く研究指導・学位論 文作成指導	実務的能力の向上を 目指した教育方法と 学習指導	
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。	シラバスの作成と内容の充実			<b>【学】</b> 成績評価基準等の明示等（第25条の2） <b>【院】</b> 成績評価基準等の明示等（第14条の2） <b>【専】</b> 成績評価基準等の明示等（第10条）
	授業内容・方法とシラバスとの整合性			

評価項目	評価の視点	対応基準等
<p>(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。</p>	<p>厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）</p>	<p>【学】 単位（第21条）、 1年間の授業期間（第22条）、 各授業科目の授業期間（第23条） 成績評価基準等の明示等（第25条の2）、 単位の授与（第27条）、 履修科目の登録の上限（第27条の2）、 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等 （第28条）、 大学以外の教育施設等における学修（第29条）、 入学前の履修得単位等の認定（第30条）</p>
	<p>単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性</p>	<p>【院】 成績評価基準等の明示等（第14条の2）、 大学設置基準の準用（第15条）</p>
	<p>既修得単位認定の適切性</p>	<p>【専】 成績評価基準等の明示等（第10条）、 他の大学院における授業科目の履修等 （第13条）、 入学前の既修得単位等の認定 （第14条）、 他の大学院における授業科目の履修等 （第21条）、 入学前の既修得単位等の認定（第22条）、 他の大学院における授業科目の履修等 （第27条）、 入学前の既修得単位等の認定（第28条）</p> <p>【告】 大学が単位を与えることができる学修を定める件</p>
<p>(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。</p>	<p>授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施</p>	<p>【学】 教育内容等の改善のための組織的な研修等 （第25条の3）</p> <p>【院】 教育内容等の改善のための組織的な研修等 （第14条の3）</p> <p>【専】 教育内容等の改善のための組織的な研修等 （第11条）</p>



成果

評価項目	評価の項目			関連法令等
	学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程	
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用			【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条）
	学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）			
(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。	学位授与基準、学位授与手続きの適切性			【教】修業年限の特例（第89条） 【教規】卒業認定（第147条） 【位】学士の学位授与の要件（第2条） 修士の学位授与の要件（第3条） 博士の学位授与の要件（第4条） 学位論文の審査の協力（第5条） 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位（第5条の2） 専門職学位の授与の要件（第5条の3） 【学】卒業の要件（第32条） 共同学科に係る卒業の要件（第45条） 【院】修士課程の修了要件（第16条）、 博士課程の修了の要件（第17条）、 共同教育課程に係る修了要件（第33条） 【専】専門職学位課程の修了要件（第15条）、 専門職大学院における在学期間の短縮（第16条）、 法科大学院の課程の修了要件（第23条）、 法科大学院における在学期間の短縮（第24条）、 教職大学院の課程の修了要件（第29条）、 教職大学院における在学期間の短縮（第30条） 共同教育課程に係る修了要件（第34条）
		学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策		

## 5 学生の受け入れ

評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	求める学生像の明示	【教】入学資格（第90条）、 大学院の入学資格（第102条） 【学】情報の積極的な提供（第2条）
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	
	障がいのある学生の受け入れ方針	
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	【教】入学資格（第90条）、 大学院の入学資格（第102条）、 大学の編入学（第132条） 【教規】高校卒業者と同等以上と認められる者の要件（第150条）、 特に優れた素質を有すると認める者の入学資格に関する細目 （第151条、第152条、 第153条、第154条） 【学】入学者選抜（第2条の3）
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	収容定員に対する在籍学生数比率の適切性	【学】収容定員（第18条） 【院】収容定員（第10条）
	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	
(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。		【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条） 【教規】飛び入学について自己点検・評価の実施と公表（第158条）

6 学生支援

評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。	学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化	
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。	留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性	
	補習・補充教育に関する支援体制とその実施	
	障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性	
	奨学金等の経済的支援措置の適切性	
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。	心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮	【学】厚生補導の組織（第42条）
	ハラスメント防止のための措置	
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。	進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施	
	キャリア支援に関する組織体制の整備	

7 教育研究等環境

評価項目	評価内容	対応法令等
<p>(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。</p>	<p>学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化</p>	<p>【告】 大学設置基準第53条に基づく段階的整備について定める件、 大学院設置基準第38条に基づく段階的整備について定める件</p>
	<p>校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画</p>	
<p>(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。</p>	<p>校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成</p>	<p>【学】 校地（第34条）、運動場（第35条）、校舎等施設（第36条）、校地の面積（第37条）、校舎の面積（第37条の2）、付属施設（第39条）、薬学実務実習に必要な施設（第39条の2）、機械、器具等（第40条）、二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備（第40条の2）、共同学科に係る校地の面積（第47条）、共同学科に係る校舎の面積（第48条）、共同学科に係る校舎の施設及び設備（第49条） 【院】 講義室等（第19条）、機械、器具等（第20条）、学部等の施設及び設備の共用（第22条）、二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備（第22条の2） 共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備（第34条） 【専】 専門職大学院の諸条件（第17条）</p>
	<p>校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保</p>	
<p>(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。</p>	<p>図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性</p>	<p>【学】 図書等の資料及び図書館（第38条） 【院】 図書等の資料（第21条）</p>
	<p>図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境</p>	
	<p>国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備</p>	
<p>(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。</p>	<p>教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備</p>	<p>【学】 付属施設（第39条）、薬学実務実習に必要な施設（第39条の2）、機械、器具等（第40条）、二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備（第40条の2）、教育研究環境の整備（第40条の3） 【院】 機械、器具等（第20条）、教育研究環境の整備（第22条の3）</p>
	<p>ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備</p>	
	<p>教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保</p>	
<p>(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。</p>	<p>研究倫理に関する学内規程の整備状況</p>	
	<p>研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性</p>	

8 社会連携・社会貢献

評価項目		
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。	産・学・官等との連携の方針の明示	
	地域社会・国際社会への協力量針の明示	
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。	教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動	<b>【基】</b> 大学（第7条） <b>【教】</b> 目的（第83条）、 公開講座（第107条）
	学外組織との連携協力による教育研究の推進	
	地域交流・国際交流事業への積極的参加	

9 管理運営・財務  
管理運営

評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。	中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知	【教】教授会の設置（第93条） 【教規】代議員等の設置（第143条）
	意思決定プロセスの明確化	
	教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化	
	教授会の権限と責任の明確化	
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。	関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用	【教】学長、教授その他の職員（第92条） 【学】学長の資格（第13条の2）
	学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化	
	学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性	
(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。	事務組織の構成と人員配置の適切性	【教】学長、教授その他の職員（第92条） 【学】事務組織（第41条）
	事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策	
	職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用	
(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善	
	スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性	

---

全学的な自己点検評価推進体制の現状と課題

2011年3月発行

編集 自己評価運営委員会

発行者 工学院大学

〒163-8677 東京都新宿区西新宿1-24-2

電話 03-3342-1211

<http://www.kogakuin.ac.jp>

本書の無断複製・複写（コピー）を禁止します。

---



工学院大学

TOKYO URBANTECH



## 2 認証評価の新展開

2011（平成23）年度から第二期の認証評価が始まります。導入されてまだ月日の浅い認証評価制度ですが、確実な質の保証に向けて、各大学には自己点検・評価を改革・改善に繋げる内部質保証システムの構築が強く求められるようになります。

### （1）大学評価システム改革の背景

大学評価の目的は、大学における諸活動の現況を正しく理解し、必要な改革・改善を促し、大学の質の維持と向上を図ることにあるといわれています。自己点検・評価が義務づけられ、第三者機関による認証評価制度が導入された背景には、1）大学が公共性の高い高等教育機関であり、その活動実態を関係者に対して公にすることが強く求められるようになったこと、2）ユニバーサルアクセスの時代になり、大学の大衆化・多様化が進むに従い、学位の質を保証する仕組みの構築が求められるようになったこと、3）大学のグローバル化が進む中であって、研究活動と同様、大学教育においても国際的通用性を高める必要性が強まってきたこと、などが挙げられています。

しかし、大学評価の目的は必ずしも十分に理解されず、「義務づけられているから、やむを得ず実施している」という域を出ていないのが現状です。大学側からは「評価のための準備に振り回され、大学本来の教育・研究・サービス活動に支障が生じている」といった不満が漏らされ、教育成果に関心を寄せる社会からは「現行の評価制度では大学の質の保証になっていない」などの批判が聞こえるようになってきました。2011（平成23）年度からの第二期の認証評価の開始に当たって、あらためて、大学評価の意義と目的を再確認し、それに相応しい大学評価システムの構築が求められています。

このような背景を踏まえ、大学基準協会では、以下の諸点を中心に大学評価システムの改革を行うことにしました。

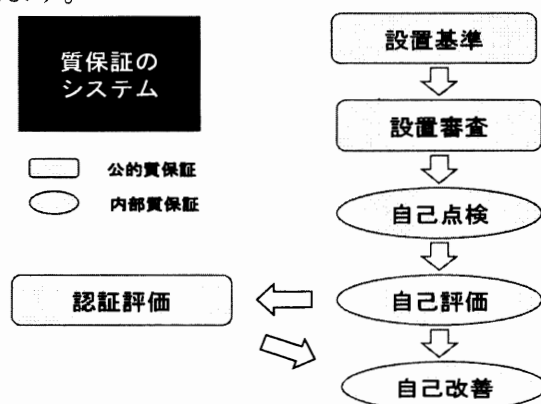
- 1) 自主・自律を掲げる大学にとって、評価とは、「されるもの」ではなく、自らの意思で「行うもの」であるという意識の定着を図る。
- 2) 自己点検・評価の質を向上させ、自らの判断と責任において評価結果を改革・改善に繋げる内部質保証システムの構築を支援する。
- 3) 多岐に亘って設定されてきた従来の評価基準及び評価項目の数を大幅に削減することで、大学にとっても評価機関にとっても、評価に係る負担を可能な限り軽減できるようにする。

## (2) 内部質保証システム構築への期待

ポスト多様化の新たな課題として、学位の質をどう保証するかが問題となり、設置基準の厳格化も含め、大学の質の標準化を求める動きが急速に強まっています。とりわけ、大学教育の国際化・流動化が進むにつれ、質保証システムの整備は、我が国の大学の国際的信頼性を維持する意味でも欠くことのできない課題と言えます。全ての大学に認証評価機関の評価を義務づける認証評価制度は、そのための仕組みの一つですが、制度設計上の問題も含め、現状の認証評価の質保証機能を疑問視する声も聞かれるようになってきました。

これまで大学の質保証は、大学設置基準及び大学院設置基準による設置審査及び認証評価にその役割が期待されてきました。そのため国は、確実な質保証のためには、設置基準・設置審査・認証評価の厳格化を一層進め、これらを三点セットとして質保証の機能を高めようと考えています。大学が公共的性格の強い高等教育機関である以上、国の主導による「公的質保証システム」の強化が図られるのは、あるいは当然のことかも知れません。しかし、それだけで本当に、大学の質が保証され、質の向上が図られるのでしょうか。

自主・自律を掲げる大学は、国や第三者機関の評価を待つまでもなく、自らの責任で大学の諸活動についての自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、そのことを通じて、大学の質を自ら保証することのできる「内部質保証システム」を構築する必要があります。大学に認められている入学許可権、教育課程の編成権、単位認定権、学位授与権などは、大学が自らの質を確実に保証できることを条件に、社会から負託されている公共性の高い権限なのです。質保証についての最大の責任は、何よりもまず、大学自身にあることを忘れてはなりません。「内部質保証システム」の構築は、大学が自らの将来と大学に対する社会の信頼を確かなものにするための必要不可欠な要件と言えます。



### (3) 自己点検・評価と認証評価の関係

2008（平成14）年8月、中央教育審議会は、認証評価の導入の背景について、「大学の質の向上については、大学が自らの教育研究活動や、組織運営の在り方などについて、不断に自己点検・評価し、その結果に基づき更なる改善方策を探るなど、企画立案、実施、評価、反映といった教育研究活動の改善のための循環過程を自らのうちに構築していくことが当然必要であるが、これに加え第三者としての認証評価機関により、定期的に評価を受けて、その評価結果やこれに対する社会の反応を踏まえて大学が自らの改善につなげるという、言わば「社会」を意識したプロセスも、これらの教育研究の改善のための循環過程の一環として導入することが必要である。」（大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申））と説明しました。そして、この答申に基づき認証評価制度が導入されました。具体的には、文部科学大臣が認証した評価団体（認証評価機関）が、各大学からの申請に基づき、認証評価機関が定める基準に照らして当該大学を評価するものです。国・公・私立を問わず、全ての大学に7年以内（専門職大学院は5年以内）に一度、認証評価機関による評価を受けることが義務づけられています。

認証評価の評価基準及び評価方法としては、「評価項目及びその内容が、大学設置基準等を踏まえたものであり、大学（専門職大学院）の教育研究活動全体の状況を適切に把握した上で評価するものであること」「大学評価基準の策定・変更に当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保していること」「大学の自己評価結果の分析、実地調査の実施、その他適切な方法による評価を行うものであること」などが定められています。

そのため、認証評価機関が定める評価基準や評価項目は、多岐に亘り、しかも、かなり細かな内容までも認証評価の対象となり、準備する大学側にとっても、評価する機関側にとっても、多大な負担が課せられることにつながっているのが現実です。大学の質の向上を目指すための手段であるはずの認証評価が、それ自体が目的化され、大学の「評価疲れ」が常態化するようであれば、角を矯めて牛を殺すことにもなりかねません。評価基準及び評価項目の大綱化を図り、自己点検・評価に関わる作業の簡素化・効率化を進めることが喫緊の課題になっています。

大学が行う自己点検・評価が十分信頼に足るものであれば、そして、それに基づく改革・改善を大学が責任を持って行うことが保証されるならば、これまでのような細部に亘る認証評価の方法とは随分違ったものになるはずです。認証評価は、国の事前規制である設置認可を弾力化して、設置後の教育研究活動等の状況を事後評価するた

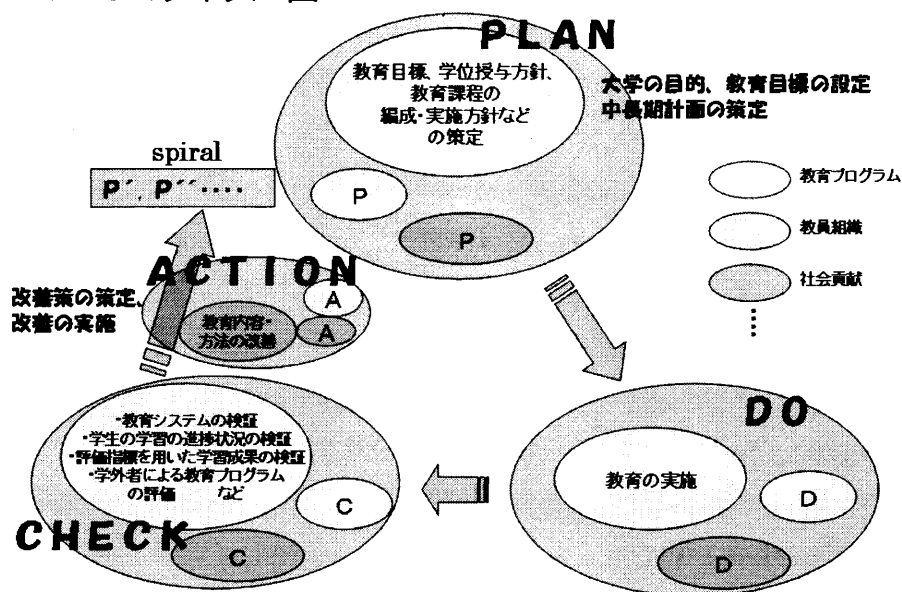
めの制度装置として整備されたものではありませんが、本来、大学の評価とは、大学が構築し実行している内部質保証システムが十分機能しているかどうかをチェックするのが基本的役割であり、活動の詳細を点検・評価するのは、大学自身に委ねられるべきものです。各大学が受審の経験を通じて自己点検・評価の能力を高め、直接、社会の期待に応えることのできる内部質保証システムを構築することこそ、大学に求められていることであり、そのためには、自己点検・評価と認証評価の適切な役割分担が必要だと思えます。

#### (4) 内部質保証システムの輪郭

自己点検・評価はそれ自体が目的ではなく、その結果を改革・改善へつなげることが重要です。経営学で言われてきたPDCAサイクルとは、目標・計画を立て(Plan)、実行し(Do)、結果を点検・評価し(Check)、改善・見直しを行う(Action)といったプロセスを意味しています。つまり、自己点検・評価は、実行した結果が目標や計画に沿ったものになっているか、沿っていないとすれば何が問題なのか、大学の経営戦略が不明確なのか、目標や計画が不適切だからなのか、実行上の問題なのか、などについて根拠をもとに冷静に検証し、ポジティブなアクションと結びつくには、どうすればよいかを考えることなのです。反省と自己弁護ばかりでは、改革・改善につながる、本来の自己点検・評価とは言えません。

内部質保証システムを構築するに当たって重要な点は、目標・計画を明確にし、それを構成員が共有し、その実現に向けて真摯な努力を重ねることであり、適切な評価によるフィードバックをもとに、目標・計画に修正を加え、確実に質の向上を図ることです。とりわけ、自らの大学の現状を把握し、具体的で到達可能な目標・計画を設定することが、着実な努力を導く主要因であり、適切な評価を行うための必須条件と言えます。自己点検・評価とは、自らが定めた目標や計画と実際の達成状況との照合であり、目標と実績との「差異分析」が基本です。目標が抽象的であったり、計画が曖昧であったりすれば、評価のための基準が不明確になり、結果として適切な自己点検・評価が困難になり、スパイラルアップのための重要な情報を得ることができません。このスパイラルアップを図示すると次頁のようなイメージになります。

## PDCAサイクル図



内部質保証システムを有効に機能させるということは、すなわち、各評価の視点ごとに、大学・学部等自身が、前述のPDCAサイクルをきちんと回転させ続けるということです。その際、同サイクルは、1回転するごとに位相を改善・改革の方向に上昇させ、結果としてスパイラルを描くこととなります。

認証評価にあたって、各申請大学は、このスパイラルが連綿と続いていることを可能な限り説得力のある根拠をもとに証明する必要があります。認証評価機関は、大学の示した「証明」が適切・妥当なものであるかを確認し、その結果をもって当該大学が内部質保証システムを機能させているか否かを評価することになるからです。

### (5) 内部質保証システムの評価

新大学評価システムの最大の特徴は、各大学において、内部質保証システムが整備され、機能しているかどうかを評価するために、自己点検・評価の充実を前提とする「内部質保証」を評価基準として設定したことです。

それだけに、関係者間の「内部質保証システム」についての共通認識を高めることが重要です。改めて、大学基準協会が設定した評価基準「10 内部質保証」を補足するために、その内容を「計画の段階」「行動の段階」「点検・評価の段階」「調整・改善の段階」というPDCAの観点から再整理し、各段階における評価の視点と改善サイクルを円滑に機能させるための運営システム評価の視点を、下記の通り箇条書きで示しました。

#### 1) 計画の段階 (PLAN)

- ① 方針や目標が適切に定められているか。
- ② それを実現するための具体的な行動計画が策定されているか。
- ③ 行動計画を実行するための方法が示されているか。
- ④ 上記①～③の事柄を構成員が十分理解し共有できているか。

#### 2) 行動の段階 (DO)

- ① 計画に基づく具体的な下位目標の設定がなされているか。
- ② 組織・個人レベルで、それぞれの下位目標が明確にされているか。
- ③ 下位目標に基づいて着実な活動が実行・展開されているか。
- ④ 目標に向けた構成員の活動を動機づける工夫が行われているか。

#### 3) 点検・評価の段階 (CHECK)

- ① 活動実態について絶えず点検・評価が行われているか。
- ② 客観的なデータや資料を基に点検・評価が行われているか。
- ③ 方針・目標・計画との照合という観点から点検・評価が行われているか。
- ④ 点検・評価の信頼性・妥当性を高める工夫がなされているか。

#### 4) 調整・改善の段階 (ACTION)

- ① 点検・評価結果をもとに、方針・目標を見直し、計画・方法に必要な改善方針が講じられているか。
- ② 改善すべき点が、方針・目標の設定の仕方にあるのか、計画・方法に起因するのか、あるいは、活動実施上の問題なのかについて、適切に整理され分析されているか。
- ③ 点検・評価によって明らかになった問題点や不具合を適切に処理しているか。
- ④ 点検・評価結果を改革・改善に繋げるための手順と方法が定められているか。

#### 5) 質の向上に向けた努力を可能にする管理運営システムの整備 (SYSTEM)

- ① 質の向上は大学の責務であるという意識が浸透しているか。
- ② 教育目標の確実な実現を目指した管理運営システムになっているか。
- ③ 質保証に向けた役割と責任を明確にした管理運営システムになっているか。
- ④ 継続的な質の向上を可能にする管理運営システムになっているか。

### 3 新たな大学評価システムの概要

#### (1) 大学評価の目的

本協会は、以下の2点を目的に大学評価を実施します。

- 1) 本協会が定める大学基準に基づき大学の諸側面を包括的に評価することを通じて、大学の教育研究活動等の質を社会に対し保証すること。
- 2) 大学評価の結果の提示並びにその後の改善報告書の提出及びその検討というアフターケアを通じて、申請大学に設置される学部・研究科等を含む大学全体の改善を継続的に支援すること。

特に、社会に対して保証する「大学の質」については、申請大学が自身の掲げる理念・目的の達成に向けた活動を行っていること、また、自己点検・評価体制を整備し、これを確実に機能させ、適切・妥当な自己点検・評価活動を実施し、その結果が改革・改善に着実に連動していること、すなわち自己改善を進めるシステムが機能しているかどうかを重視します。

#### (2) 大学評価の特質

本協会が実施する大学評価には、以下のような特徴があります。

##### 1) 大学内に構築される質保証システムの有効性に着目した評価

大学の質保証の第一義的責任は大学にあります。したがって、大学は、教育研究を中心とする大学の諸活動について、自己点検・評価を通じて、適切な水準を維持し、質の向上を図っていくことが求められます。

本協会の新たな大学評価では、こうした質保証のためのシステムが十全に構築され有効に機能しているかどうかを重視します。

##### 2) 自己改善機能を重視した評価

本協会が要請する自己点検・評価では、教員・教員組織、教育内容・方法・成果、学生の受け入れ、学生支援、教育研究等環境、管理運営・財務など10基準について、現状を把握し、それを分析・評価して問題点や長所を洗い出し、問題点についてはその改善策を、長所についてはさらに伸張させるための方策を導き出すよう求めています。こうした自己点検・評価方式を通じて、大学が自律的に改善・改革に取り組める評価、すなわち自己改善機能を重視した評価を実施しています。

##### 3) 理念・目的・教育目標の達成度を重視した評価

本協会の大学評価は、大学に共通して求められる学校教育法や大学設置基準等の

法令要件が遵守されているかどうかの評価（基盤評価）を行った上で、理念・目的・教育目標を達成するために大学がどのような努力を払っているか、それがどの程度達成されているかという観点から評価を行います（達成度評価）。

#### 4) 改善報告書の評価

本協会の大学評価は7年周期を原則としていますが、その中間時点で、直近の大学評価で問題点として指摘された事項の改善状況について評価を行います。具体的には、本協会が提示した評価結果（努力課題及び改善勧告）に対して評価周期の中間時点にあたる3年後にその改善状況の報告を求め、改善がなされているか、改善に向けた努力が見られるかという観点から評価を行います。評価の結果、さらに改善が必要であればその旨を指摘し、次の大学評価の際にその改善状況の報告を求めます。

こうした評価のサイクルを通じて、本協会は大学の改善・向上のための支援を継続的に行っています。

#### 5) ピア・レビューの重視

本協会の大学評価は上記のとおりさまざまな特徴を持っていますが、これらの評価を実際に行う評価者は正会員大学の教職員を中心に構成されています。これは、大学の教育・研究活動に直接責任を負っている大学教職員が専門的な知見・識見を駆使することで、的確な評価を行うことを可能とするという立場をとっているからです。その一方で、評価の中核となる委員会には、評価の透明性を確保する必要性などから大学教職員以外の外部有識者を委員に配して評価を実施しています。

### (3) 大学評価の基準－大学基準－

本協会の大学評価のための評価基準は、大学基準（[資料1]）です。したがって、本協会の大学評価では、評価を申請した大学がこれらの基準に適合しているかどうかを判定することになります。

この大学基準の各基準及びその解説は、「それぞれの大学の特徴や立場を尊重しその改善・向上を促すという観点に立って、各大学の理念・目的を踏まえて、大学のあるべき姿を追求するための留意点を明らかにすることに主眼」を置いています。

評価を申請する大学は、この大学基準の趣旨・内容を理解し、これに十分留意し対応しながら、自己点検・評価活動を進めていくことが重要です。

また、評価に従事する主査・委員は、申請大学が適切な水準を保持しているかどうかを検証するとともに、大学が掲げる理念・目的・教育目標の実現の状況や実現に向



けた努力の状況などを、点検・評価項目に示される大学の教育・研究を中心とした活動の諸側面を評価します。

大学基準は、次の10の基準で構成されています。

**基準 1 理念・目的**

大学は、その理念に基づき、人材育成の目的、その他の教育研究上の目的を適切に設定し、公表しなければならない。

**基準 2 教育研究組織**

大学は、その理念・目的を踏まえて、適切な教育研究組織を整備しなければならない。

**基準 3 教員・教員組織**

大学は、その理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を整備しなければならない。

**基準 4 教育内容・方法・成果**

大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない。

**基準 5 学生の受け入れ**

大学は、その理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を明示し、その方針に沿って公正な受け入れを行わなければならない。

**基準 6 学生支援**

大学は、学生が学修に専念できるよう、修学支援、生活支援および進路支援を適切に行わなければならない。

**基準 7 教育研究等環境**

大学は、学生の学修ならびに教員による教育研究活動を必要かつ十分に行えるよう、学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

**基準 8 社会連携・社会貢献**

大学は、社会との連携と協力に配慮し、教育研究の成果を広く社会に還元しなければならない。

**基準 9 管理運営・財務**

大学は、その機能を円滑かつ十分に発揮するために、明文化された規定に基

づき適切な管理運営を行わなければならない。また、教育研究を支援しそれを維持・向上させるために、適切な事務組織を設置するとともに、必要かつ十分な財政的基盤を確立し、財務を適切に行わなければならない。

#### 基準 10 内部質保証

大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。

なお、大学基準の解説については、「大学基準およびその解説」〔資料1〕を参照してください。

#### (4) 評価項目と評価の視点

本協会は、大学が、新しい大学基準に適合しているかどうかを検証するために、評価基準ごとに評価の対象となる複数の評価項目を設定しました〔資料2〕。今回改定した評価項目は、従来の点検・評価項目を精選化し大幅に縮減して、包括的、基本的な内容のものとしています。

評価項目の特徴としては、10基準のうち「理念・目的」及び「教育研究組織」を除く8基準に構成される評価項目（「10. 内部質保証」では評価の視点）において、方針の明確化を求めています。具体的には、教員組織の編成方針、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などです。

また、評価項目のもとに評価の視点を示していますが、これは、点検・評価のための手掛かりや根拠となるものです。また、どのような視点から評価項目が評価されるかについて、関係者間の共通理解を図るためのものでもあります。

なお、評価の視点については、すべて採用するか、または一部を採用するかは、大学の裁量に委ねます。また、示されている評価の視点以外に大学固有の評価の視点を設定することは、それが評価項目を評価するに際して客観的な論拠となるものであれば、一向に差し支えありません。

## Ⅱ 大学による自己点検・評価

### 1 大学基準協会が要請する自己点検・評価

大学基準協会が要請する自己点検・評価とは、教育研究等の大学の活動全般を的確に点検・評価するだけでなく、その結果が改革・改善に繋がるものでなければなりません。自主・自律を標榜する大学に相応しく、自らの発展に確実に資するような有用性の高い自己点検・評価を求めています。

#### (1) 自己点検・評価の意義

自己点検・評価には、大きく分けると3つの機能的側面があります。

第1は、公共性の高い高等教育機関としての責務である対社会的な説明責任を果たすという側面です。このことは、学校教育法第109条第1項によって、「当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことが定められています。大学が日常的に行っている高等教育の実施や教育課程の編成、単位認定や学位授与などは、大学が国から負託させた権限であり、権限をもつ機関の義務として、自らの活動について相応の説明責任が課せられているのです。

第2は、認証評価のための基礎的情報を提供するという側面です。「当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けたもの（以下、「認証評価機関」と呼ぶ）による評価（以下、「認証評価」と呼ぶ）を受ける」（学校教育法第109条第2項）ことが求められています。この認証評価制度は、第三者の評価によって大学の質を保証しようというものですが、各大学が行う自己点検・評価が認証評価の基礎になっていることは言うまでもありません。認証評価が「質保証の機能」を果たすためには、その基となる当該大学の自己点検・評価が適切に行われていることが不可欠な要件なのです。

第3は、大学が教育研究活動の活性化と質の向上に向けて発展するために、継続的な改革・改善に必要な情報を得るといった側面です。自主性・自律性を掲げる大学は、現状に甘えることなく、絶えず自己改革を行う必要があります。そのためには、現状を的確に把握し、それを目指すべき方向と照合し、伸長すべき点や解決すべき点を確認し、実現可能・実行可能な改善計画を立て、構成員が一丸となって実現に向けて努力することが求められています。本来の自己点検・評価とは、対社会的な責務でも、

認証評価に対応するためだけのものではありません。大学自らの意思と責任で、より良い大学を創生するための重要な手段なのです。

## (2) 自己点検・評価体制の構築

適切な自己点検・評価を実施するための恒常的な組織を整備し、それが十分機能するためには、次の諸点に留意する必要があります。

### 1) 自己点検・評価のための学内組織の設置

自己点検・評価の対象が大学の諸活動全般に及ぶことから考えると、全学組織のみならず、学部・研究科といった部局ごとに自己点検・評価を行うための組織が必要で、しかも、全学組織と有機的に連携できる体制の構築が求められます。そのためには、学内規程を整備し、それぞれの組織が担うべき役割を明確にしておくことが重要です。また、自己点検・評価結果を改革・改善に繋げるマネジメントに反映できるように、既存の組織との関係を規程化し、そのことを構成員が十分理解しておくことが大切です。

### 2) 自己点検・評価のための前提条件の整備

適切な自己点検・評価を実施するためには、「構成員が合意している目標や計画があること」と、「評価方法についての技術的な課題がクリアされていること」が前提となります。自己点検・評価は、活動実態を的確に把握できる情報の収集・管理に加え、客観的な根拠を基に第三者的な視点から評価するための評価者の訓練が条件です。質の高い自己点検・評価を行うためには、組織の整備とともに評価訓練を受けた見識ある人材の配置が重要です。

### 3) 学内情報のデータベース化の推進

自己点検・評価のためには、大学の諸活動や現状把握についてのデータを計画的・継続的に収集し、これらを体系的に整理し、検索・分析・加工などの情報処理を効率的に行えるよう管理しておくことが重要です。このような学内情報のデータベースの整備が行われていれば、定期的にデータを入力するだけで、現況の理解、問題点や課題の抽出など必要な情報を適切に得ることができます。

### 4) 自己点検・評価結果の活用

自己点検・評価が形骸化されないためにも、評価結果の活用について、学内合意を形成しておく必要があります。点検・評価をしても、それが大学の改善・改革に繋がらなければ、構成員は徒労感に陥るだけです。自己点検・評価を大学マネジメントの一環に正しく組み込み、経営戦略や改善計画の策定に活かす体制を構築する

必要があります。

#### 5) 外部評価の有効利用

自己点検・評価の信頼性と妥当性を高めるために、必要に応じて外部評価を受けることが推奨されます。自己点検・評価の過程で同窓生や外部有識者の意見を積極的に聴取したり、専門分野の評価を関連する学協会に依頼したり、大学間で相互的に評価し合う方法などが考えられます。自己点検・評価とは、自分たちだけの閉じた点検・評価という意味ではありません。大学自らの裁量と判断によって、主体的に行う総合的な点検・評価活動なのです。

### (3) 自己点検・評価の実施方法

自己点検・評価の実施方法については、決められた方法や手順があるわけではありません。ここでは参考までに、自己点検・評価の目的である「対社会的な説明責任」「質保証のための自己証明」「改革・改善の推進」という観点から、本協会が考えている一連の流れを示しておきます。

#### 1) 到達目標の明確化

点検・評価の基準になるものは、各大学が掲げる到達目標であり、それがどの程度達成されているかという点を評価するのが基本です。そのためには、学位授与方針や教育課程の編制・実施方針などの各種方針を掲げて、それに基づいて具体化した到達目標を設定することが肝心です。目標に向けた構成員の活動を促すためには、より焦点化した下位目標の設定や、到達時期の明示など、目標の到達に向けた具体的な計画を明らかにする必要があります。

#### 2) 到達目標の妥当性の吟味

到達目標は、夢や希望ではなく、構成員の努力によって到達可能な目標でなければなりません。目標として掲げることが妥当であるかどうかは、現有している人的・物的・資金的資源や大学の置かれている諸条件と深い関係があります。そのような視点から、到達目標の実現可能性について、組織レベル・個人レベルで検討することが重要です。

#### 3) 評価方針及び評価項目の決定

どのような方針・計画・手順・方法で評価作業を行うのかを決め、その上で、具体的な評価項目を設定することが大切です。その際に参考になるのが、大学の質を保証するために定めている評価基準と評価項目です。しかし、それだけに留まる必要はありません。各大学の個性や特色を適切に評価できる項目を設定する工夫を期

待したいと思います。

#### 4) 評価項目に対応する評価指標の確定

評価項目について適切な評価を行うためには、評価項目に対応する評価指標を決めることが重要です。この評価指標がデータ収集の具体的な対象となるからです。

しかし、大学の諸活動の指標には、定量的な評価指標のみならず、定性的な評価指標も重要視しなければなりません。とりわけ、教育成果の指標の開発は、自己点検・評価の充実を図る上でも重要な課題です。

#### 5) 評価指標を基にした現況の把握

評価指標が決まったら、それに対応するデータを体系的に収集し、大学の現況を客観的に把握することが求められます。評価指標が多岐に亘る場合には、それらを評価基準ごとに整理したり、指標間の関連を構造化したりして、現況が分かりやすいように整理することが必要でしょう。場合によっては、標準得点化を試み、各評価基準の比較ができるようにするのも現状を簡潔に知る上では有効です。

#### 6) 現況と到達目標との照合

自己点検・評価の自己点検とは、現況を到達目標と照合することであり、目標と現況の差異分析をすることです。目標が明確でなければ自己点検ができないと言われているのはそのためです。目標に対して現状がどの程度の到達段階にあるのか、また、不十分な到達段階にあるのは、何が原因と考えられるのかなどの原因分析を試みるのも、自己点検の重要なポイントです。

#### 7) 現況に対する自己評価

自己点検が終わったら、それを自己評価することが大切です。現況について自らどう評価するのか、十分であると見なすのか、不十分で改善の余地があると判断するのか、そのように判断する根拠は何かなどを、自ら指摘するのが自己評価といわれる段階です。この自己評価には価値判断が伴うため、外部評価を活用したり、各種のベンチマークを参照したりして、自己評価の妥当性を証明することが求められます。

#### 8) 自己点検・評価に基づく改善計画の策定

点検・評価報告書は、活動実態報告書に留まらず、改善行動計画書としての意味が含まれている必要があります。どのような点を改善する必要があるのか、改善内容の緊急度や重要度をどのように考えているのか、どの程度の資源を投入すれば改善が可能になると考えるのか、改善に向けた計画や手順はどうすればよいのかなど、実行性のある改善計画を策定することが望まれます。

#### 9) 改善計画の実現に向けた方策

計画を実行するためには、構成員の改善に向けた動機づけを高める必要があります。現況についての共通理解、改善計画についての合意形成、実行過程のフィードバック、組織レベルでの計画と個人レベルの活動との関連づけ、努力に見合うインセンティブの供与など、構成員の大学に対するアイデンティティと自己関与を高める工夫が必要です。

## まえがき

<b>序章</b> .....	<b>1</b>
1 認証評価を受ける目的 .....	3
2 大学の概要・理念目標 .....	3
3 特色ある教育活動 .....	5
4 学生支援 .....	7
5 大学院教育 .....	9
6 研究活動 .....	11
7 社会との連携・社会貢献 .....	12
8 大学の管理運営の改善 .....	13
9 財政 .....	14
10 施設 .....	15
11 将来計画 .....	18
12 本学の歴史と教育研究の展開 .....	20
<b>本章</b> .....	<b>23</b>
<b>1 大学の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標</b> .....	<b>25</b>
1-1 大学・学部 .....	27
1-1-1 工学部第1部および第2部の理念目標 .....	27
1-1-2 大学・学部等の理念・目的・教育目標の検証と見直し .....	30
1-1-3 大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどの確保 .....	32
1-2 大学院 .....	35
1-2-1 大学院工学研究科の使命および目的・教育目標 .....	35
1-2-2 大学院工学研究科の理念・目的・教育目標 .....	36
<b>2 教育研究組織</b> .....	<b>39</b>
2-1 大学組織の教育研究組織としての適切性、妥当性 .....	41
2-1-1 教育研究組織の妥当性を検証する仕組み .....	43
<b>3 大学・学部の教育課程等</b> .....	<b>45</b>
(学部・学科等の教育課程)	
3-1 学部の教育課程 .....	47
3-1-1 学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに法令との関連 .....	47
3-1-2 理念・目的や教育目標との学士課程としてのカリキュラムの関係性 .....	48
3-1-3 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ .....	48
3-1-4 専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに法令との適合性 .....	49
3-1-5 一般教養的授業科目の編成における配慮 .....	49
3-1-6 外国語科目の編成における学部・学科の理念・目的や社会的ニーズへの配慮 .....	49
3-1-7 教育課程の開設授業科目、専門教育的科目・一般教養的科目・外国語科目等の量的配分 .....	50
3-1-8 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制 .....	50
3-1-9 グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等の教育 .....	51
3-1-10 起業家的能力の教育の実践 .....	58
3-1-11 学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮 .....	61
(カリキュラムにおける高・大の接続)	



3-1-12 導入教育の実施状況 .....	62
(カリキュラムと国家試験)	
3-1-13 国家試験の受験率・合格者数・合格率 .....	63
(インターンシップ、ボランティア)	
3-1-14 インターンシップシステム .....	63
(履修科目の区分)	
3-1-15 カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性 .....	64
(授業形態と単位の関係)	
3-1-16 各授業科目の単位計算方法の妥当性 .....	66
(単位互換、単位認証等)	
3-1-17 国内外の大学等との単位互換 .....	67
3-1-18 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の単位認定の仕組みと適切性 .....	67
3-1-19 卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合 .....	67
3-1-20 海外の大学との学生交流 .....	68
(開設授業科目における専・兼比率等)	
3-1-21 専任教員が担当する授業科目とその割合 .....	68
3-1-22 兼任教員等の教育課程への関与の状況 .....	69
(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)	
3-1-23 社会人学生、外国人留学生、帰国学生に対する教育上の配慮 .....	69
(生涯学習への対応)	
3-1-24 生涯学習への対応 .....	70
(正課外教育)	
3-1-25 正課外教育の充実度 .....	81
3-2 学部の教育方法等 .....	86
(教育効果の測定)	
3-2-1 教育上の効果の測定方法と教員間の合意システムの検証 .....	86
3-2-2 卒業生の進路状況 .....	86
3-2-3 教育効果の測定方法の開発とそれを活用した教育改善の仕組み .....	87
3-2-4 国際的、国内的に評価される人材の輩出状況 .....	87
(厳格な成績評価の仕組み)	
3-2-5 履修科目登録上限の設定 .....	88
3-2-6 成績評価法、成績評価基準 .....	88
3-2-7 厳格な成績評価を行う仕組み .....	89
3-2-8 学生の質を検証・確保するための方途 .....	89
3-2-9 学生の学習意欲を刺激する仕組み .....	89
(履修指導)	
3-2-10 学生に対する履修指導の適切性 .....	90
3-2-11 オフィスアワーの制度化 .....	90
3-2-12 留年者に対する教育上の配慮 .....	90
3-2-13 学習支援(アカデミック・ガイダンス)アドバイザー制度 .....	91
3-2-14 科目等履修生等に対する教育指導上の配慮 .....	92
(教育改善への組織的な取り組み)	
3-2-15 学生の学修の活性化と教育指導方法の改善 .....	93
3-2-16 シラバスの作成と活用 .....	93
3-2-17 学生による授業評価の活用 .....	93
3-2-18 FD活動に対する組織的取り組み .....	95
3-2-19 学生満足度調査 .....	96
3-2-20 卒業生に評価させる仕組み .....	97
3-2-21 雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組み .....	97
3-2-22 教育評価の成果を教育改善に直結させるシステム .....	98
(授業形態と授業方法の関係)	
3-2-23 授業形態と授業方法の適切性、妥当性、有効性 .....	99
3-2-24 マルチメディアを活用した教育 .....	99
3-3 国内外における教育研究交流 .....	101
3-3-1 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針 .....	101
3-3-2 外国人教員の受け入れ体制 .....	102
3-3-3 教育研究についての外部発信 .....	102

## 4 大学院の教育課程等 .....103

4-1 大学院工学研究科の教育課程	105
4-1-1 大学院工学研究科の教育課程と理念・目的並びに法令との関連	105
4-1-2 修士課程の目的への適合性	105
4-1-3 博士課程の目的への適合性	105
4-1-4 大学院工学研究科と学部学士課程との教育内容の関係	106
4-1-5 修士課程と博士（後期）課程との教育内容の関係	106
4-1-6 課程制博士課程の教育システム・プロセスの適切性	107
(単位互換、単位認定等)	
4-1-7 国内外の大学等と実施している単位互換の方法	107
(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)	
4-1-8 社会人、外国人留学生に対する教育上の配慮	108
4-1-9 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性	108
(研究指導)	
4-1-10 学生に対する履修指導の適切性	109
4-1-11 指導教員による個別的な研究指導の充実度	109
4-1-12 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処	110
4-2 大学院の教育方法等	110
(教育効果の測定)	
4-2-1 教育・研究指導の効果の測定方法	110
4-2-2 修士課程、博士課程修了者等の進路状況	111
4-2-3 大学教員、研究機関の研究員、高度専門職等への就任就職状況	111
4-2-4 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性	111
(教育・研究指導の改善)	
4-2-5 教員の教育・研究指導方法を改善するための組織的な取り組み	112
4-2-6 シラバスの適切性	112
4-2-7 学生による授業評価の導入状況	112
4-2-8 学生満足度調査の導入状況	113
4-3 国内外における教育・研究交流	113
4-3-1 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針と実施状況	113
4-3-2 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性	114
4-3-3 国際的な交流に必要なコミュニケーション手段修得のための配慮	115
4-4 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性	115

## 5 学生の受け入れ .....119

5-1 大学・学部	121
(学生募集方法、入学者選抜方法)	
5-1-1 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性	121
(入学者受け入れ方針等)	
5-1-2 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係	125
5-1-3 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係	125
5-1-4 学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係	126
(入学者選抜の仕組み)	
5-1-5 入学者選抜試験実施体制の適切性	127
5-1-6 入学者選抜基準の透明性	127
5-1-7 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステム	128
(入学者選抜方法の検証)	
5-1-8 各年の入試問題を検証する仕組み	129
5-1-9 入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況	129
(アドミッションズ・オフィス入試)	
5-1-10 アドミッションズ・オフィス入試の適切性	130
(入学者選抜における高・大の連携)	
5-1-11 推薦入学における、高等学校との関係	131
5-1-12 入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ	131

5-1-13 高校生に対して行う情報伝達の適切性	132
(夜間学部等への社会人の受け入れ)	
5-1-14 夜間学部における、社会人学生の受け入れ状況	133
(科目等履修生・聴講生等)	
5-1-15 科目等履修生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性	134
(定員管理)	
5-1-16 定員管理	134
(編入学者、退学者)	
5-1-17 退学者の状況と退学理由の把握状況	136
5-1-18 編入学生及び転科・転部学生の状況	136
5-2 大学院工学研究科	137
5-2-1 工学研究科における学生の受け入れ	137
5-2-2 科目等履修生、研究生等の受け入れ方針・要件	138
5-2-3 外国人留学生の受け入れ状況	139
5-2-4 収容定員	139

## 6 教員組織 .....141

6-1 大学・学部	143
(教員組織)	
6-1-1 学部・学科等の理念・目的、教育課程、学生数との関係における教員組織の適切性	143
6-1-2 主要な授業科目への専任教員の配置状況	143
6-1-3 教員組織における専任、兼任の比率の適切性	144
6-1-4 教員組織の年齢構成の適切性	144
6-1-5 教育課程編成の目的を実現するための教員間の連絡調整の状況	144
6-1-6 教員組織における社会人の受け入れ状況	145
6-1-7 教員組織における外国人研究者の受け入れ状況	145
6-1-8 教員組織における女性教員の占める割合	146
(教育研究支援職員)	
6-1-9 実験・実習を伴う教育等を実施するための人的補助体制と人員配置	146
6-1-10 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係	146
6-1-11 ティーチング・アシスタントの制度化と活用	147
(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き)	
6-1-12 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	147
6-1-13 教員選考基準と手続の明確化	148
6-1-14 教員選考手続における公募制の導入	148
6-1-15 教員の適切な流動化を促進させるための措置	149
(教育研究活動の評価)	
6-1-16 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性	149
6-1-17 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮	149
6-2 大学院	150
6-2-1 大学院工学研究科の理念・目的、教育課程、学生数との関係における教員組織の適切性、妥当性等	150
(研究支援職員)	
6-2-2 研究支援職員等のあり方および活用の状況	151
6-2-3 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	152
6-2-4 教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況	152
(大学院と教育研究組織・機関との関係)	
6-2-5 学内外の大学院と学部、研究所等との人的交流	153

## 7 研究活動と研究環境 .....155

7-1 研究活動	157
(研究活動)	
7-1-1 論文等研究成果の発表状況	157
7-1-2 国内外の学会での活動状況	158

7-1-3 特筆すべき研究分野での研究活動状況 .....	158
(研究における国際連携)	
7-1-4 国際的な共同研究への参加状況 .....	159
(教育研究組織単位の研究上の連携)	
7-1-5 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係 .....	160
7-2 研究環境 .....	161
(経常的な研究条件の整備)	
7-2-1 個人研究費、研究旅費の額の適切性 .....	162
7-2-2 教員個室等の教員研究室の整備状況 .....	163
7-2-3 教員の研究時間を確保させる方途の適切性 .....	163
7-2-4 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性 .....	163
7-2-5 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性 .....	164
(競争的な研究環境創出のための装置)	
7-2-6 科学研究費補助金等の研究助成金の申請とその採択の状況 .....	164
7-2-7 学内に確立されているデュアルサポートシステムの運用の適切性 .....	164
7-2-8 流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用等研究組織を弾力化するための措置の適切性 .....	165
(研究上の成果の公表、発信・受信等)	
7-2-9 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性 .....	166
7-2-10 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況 .....	167
(倫理面からの研究条件の整備)	
7-2-11 倫理面からの実験・研究の学内的規制システム .....	168

## 8 施設・設備等 .....169

8-1 教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性 .....	171
(施設・設備等)	
8-1-1 校地・校舎の大学設置基準面積への充足状況 .....	171
8-1-2 校地 .....	171
8-1-3 キャンパス .....	173
8-1-4 学部・大学院の教育用施設・設備 .....	175
8-1-5 福利厚生施設 .....	175
8-1-6 学園環境整備計画及びその進捗状況 .....	176
8-1-7 教育用情報処理機器などの配備状況 .....	180
8-1-8 社会へ開放される施設・設備の整備状況 .....	188
(キャンパス・アメニティ等)	
8-1-9 キャンパス・アメニティの形成・支援 .....	190
8-1-10 「学生のための生活の場」の整備 .....	192
8-1-11 大学周辺の「環境」への配慮 .....	194
(利用上の配慮)	
8-1-12 施設・設備面における障害者への配慮 .....	195
8-1-13 各施設の利用時間に対する配慮 .....	196
8-1-14 キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備 .....	197
(組織・管理体制)	
8-1-15 施設・設備等の維持・管理および衛生・安全の確保に関するシステム .....	198
8-2 大学院 .....	201
(施設・整備等の整備)	
8-2-1 大学院工学研究科の施設・設備等諸条件の整備状況の適切性 .....	201
8-2-2 夜間大学院における、施設・設備の利用やサービス提供 .....	202
8-2-3 大学院工学研究科における先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備 .....	203

## 9 図書館および図書・電子媒体等 .....207

(図書・図書館の整備)	
9-1 図書資料の整備 .....	209
9-2 図書館の施設・設備 .....	210
9-3 学生閲覧室の座席数等、図書館利用者に対する利用上の配慮 .....	211

9-4 図書館の地域への開放の状況	213
(学術情報へのアクセス)	
9-5 学術情報の処理・提供システム、他大学との協力	214
9-6 学術資料の記録・保管・相互利用	215
9-7 コンテンツやアプリケーション・ソフトの大学・大学院間の効率的な相互利用	216

## 10 社会貢献 .....217

(社会への貢献)	
10-1 社会との文化交流等を目的とした教育システム	219
10-2 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況および還元状況	220
10-3 研究成果の社会への還元状況	224
10-4 ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている取り組みの有効性	224
10-5 地方自治体等の政策形成への寄与の状況	232
(企業等との連携)	
10-6 企業と連携した社会人向け連携プログラム	233
10-7 大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策	238
10-8 企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況	238
(特許・技術移転)	
10-9 特許の取得状況と特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況	239
10-10 TLO の設立と運用の状況	240
10-11 TLO・リエゾンオフィス等とそのための環境	240
(産学連携と倫理規程等)	
10-12 知的資産に関わる権利規程の明文化の状況	240

## 11 学生生活 .....243

(学生への経済的支援)	
11-1 奨学金その他学生への経済的支援措置	245
11-2 各種奨学金等への学生への情報提供の状況とその適切性	248
(学生の研究活動への支援)	
11-3 学生に対し、研究プロジェクトへの参加と各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途	248
(生活相談等)	
11-4 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮	249
11-5 ハラスメント防止のための措置の適切性と防止への対応	251
11-6 生活相談担当部署の活動上の有効性	252
11-7 生活相談、進路相談を行うカウンセラーやアドバイザーなどの配置	254
11-8 学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係	255
11-9 不登校の学生への対応状況	255
11-10 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用	256
(就職指導)	
11-11 学生の進路選択に関わる指導の適切性	256
11-12 就職担当部署の活動上の有効性	257
11-13 就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況	258
11-14 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性	259
11-15 就職活動の早期化に対する対応	260
11-16 就職統計データの整備と活用の状況	260
(課外活動)	
11-17 学生の課外活動に対して行っている指導、支援の有効性	261
11-18 学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度	262
11-19 資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性	263
11-20 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況	264
11-21 父母との連携に基づく学生生活の支援	265

## 12 管理運営 .....269

12-1 大学・学部	271
------------	-----

12-1-1 教授会	271
12-2 大学院	274
12-2-1 大学院研究科の教学上の管理運営組織および審議機関の長の選任手続	274
12-2-2 大学院の審議機関と学部教授会との間の相互関係	275
(学長、学部長の権限と選任手続き)	
12-3 学長の選任手続き	278
(意思決定)	
12-4 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性	281
(評議会、「大学協議」などの全学的審議機関)	
12-5 全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性	282
(教学組織と学校法人理事会との関係)	
12-6 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担	282
(管理運営への学外有識者の関与)	
12-7 大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況	283

## 13 財務 .....287

(教育研究と財政)	
13-1 教育研究目的・目標を実現するための財政基盤の充実度	289
13-2 中・長期的な財政計画と将来計画との関連性、適切性	290
(外部資金等)	
13-3 文部科学省科学研究費、外部資金の受け入れ状況と件数・額の確定	291
(予算の配分と執行)	
13-4 予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性	292
(財務監査)	
13-5 アカウンタビリティの履行状況を検証するシステム	293
13-6 監査システムとその運用の適切性	294
(私立大学財政の財務比率)	
13-7 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性	295

## 14 事務組織 .....297

(事務組織と教学組織との関係)	
14-1 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況	299
14-2 事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性	302
14-3 大学院を支える事務局の整備体制	303
(事務組織の役割)	
14-4 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性	304
14-5 学内の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性	304
14-6 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性	305
14-7 国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況	306
14-8 大学運営を経営面から支えようとする事務局機能の確立状況	307
(事務組織の機能強化のための取り組み)	
14-9 事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性	308
(事務組織と学校法人理事会との関係)	
14-10 事務組織と学校法人理事会との関係の適切性	308

## 15 自己点検・評価 .....311

15-1 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性	313
15-1-1 大学・学部	313
15-1-2 大学院	314
15-2 学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組み	315
(自己点検・評価と改善・改革システムの連結)	
15-3 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性	316
15-3-1 大学・学部	316
15-3-2 大学院	318

(自己点検・評価に対する学外者による検証)	
15-4 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性	318
15-4-1 大学・学部	319
15-4-2 大学院	320
15-5 外部評価の適切性など	320
(大学に対する社会評価等)	
15-6 大学・学部の社会的評価の検証状況	321
15-7 他大学にはない特色や「活力」の検証状況	322
(大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応)	
15-8 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告に対する対応	323

## **16 情報公開・説明責任 .....325**

16-1 財政公開	327
(自己点検・評価)	
16-2 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性	327
16-3 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性	328
16-4 大学院工学研究科の自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況	328

## **平成18年度工学院大学 開設新学部・新学科及び工学部改編の概要.....1**

### **大学基準適合認定証**

### **工学院大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果 ..... I**

### **大学基準協会の指摘に対する今後の対応について ..... i**

### **教育研究白書編集委員会規程及び教育研究白書編集委員会委員**

### **あとがき**

## 1. 技術者教育の認定制度について

### 1-1 技術者教育の認定制度とは

技術者教育の認定制度とは、高等教育機関における技術者教育のプログラムに対して、第三者の認定機関によって、その機関が設定・公表している一定の基準をもとに、确实、公平かつ公正に審査し、適格であるプログラム、すなわち図 1-1 に示す教育の PDCA サイクルを着実に実施しているプログラムを認定し、認定されたプログラムを社会に公表することにより、そのプログラムの修了生が学習・教育目標の達成者であることを社会に知らせる制度を意味します。

#### 認定制度の認定の目的

- ✓ 教育の質保証（認定されたプログラムを公表し、そのプログラムでは教育の質を維持・向上させ、かつ学習・教育目標を達成した学生のみを卒業させていることを社会に知らせること）を行う。
- ✓ 優れた教育方法の導入を促進し、技術者教育を継続的に発展させる。
- ✓ 技術者教育の評価方法を発展させる。
- ✓ 技術者教育の評価に関する専門家を育成する。
- ✓ 教育活動に対する組織の責任と教員個人の役割を明確にする。
- ✓ 教員の教育に対する貢献の評価を推進する。

技術者教育とは、以下に示すような技術者として身につけていなければならない専門職的素養を、社会の要請する水準以上で、卒業時点までに学生に身につけさせる学士課程の教育を意味し、技術者の基礎教育ともいいます。

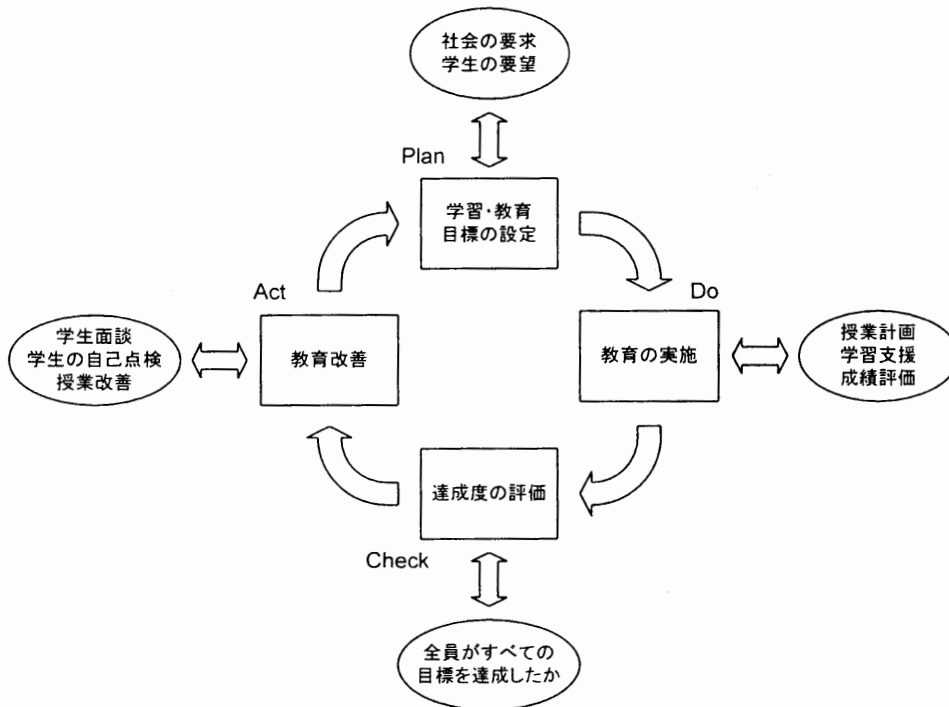
- 1) 技術者の専門分野として必要な原理・原則の深い知識と応用力
- 2) 幅広い視野のための関連専門分野に関する知識と対話可能な認識
- 3) 効果的にコミュニケーションできる能力、効果的に仕事ができるチームワーク力、技術者倫理の自覚、人文社会科学的知見など

学習・教育目標とは、プログラム側がその理念・使命・目的・伝統・個性を活かして、社会の期待・学生の希望・雇用者の要求・産業界のニーズ等を考慮し、認定機関によって設定・公表されている一定の基準を満たす範囲で、独自に設定し保証する「卒業時点までの学習の成果として、学生に身につけさせる専門職的素養（社会の要請する水準以上での知識・能力・素養等）を具体的に書きおろしたもの」で、それらの達成を評価・判定できる評価指標を意味します。ここに、その書きおろしたものをアウトカムズといい、そのアウトカムズを身につけ、実社会での 2・3 年の実務経験を経て、身につけることが期待される専門職的素養を広めに書いたものを、教育目標あるいは教育目的という場合もあります。

認定プログラムを修了した学生は、そのプログラムの修了生であるという意味で質保証されま



す。学生が、技術者教育で、深い専門知識と広い教養を身につけ、知識力・応用力及び人間力を展開させ、自主的・継続的に学習できる能力を磨こうと志しているときに、それに応えるべく、優れた技術者教育のプログラムを提供する高等教育機関を対象とする認定審査制度は、学生にとっても、修了生の受け入れ先である産業界にとっても、また広く社会にとっても、重要な意義があります。



Plan:	プログラムが保証する適切な学習・教育目標が設定されているか
Do:	プログラムは、自己点検書や学則、シラバス、パンフレット等の記載通りに実施されているか
Check:	プログラム修了生の全員が認定された学習・教育目標を達成しているか
Act:	教育の継続的改善システムが機能しているか

図 1-1 教育の PDCA サイクル

## 1-2 「工学教育」から「技術者教育」へのパラダイムシフト

産業界が将来技術者となる学生に求める能力としては、社会ニーズに適合した深い専門知識と応用力をはじめとして、主体的な行動力、自己責任の自覚、諸外国との相互理解を深めることのできる教養、他国籍や他分野の技術者と協働して活躍できるコミュニケーション能力など、多岐にわたる要求があります。そのためそれらの専門職的素養を学生に身につけさせる国際的に通用する技術者教育が強く求められています。

産業界での技術開発で直面する諸問題の解決には、概念化力、構想化力、計画力、課題設定力（定式化力）、課題解決力（解析力）、課題把握力、調査・研究力、モデリングとシミュレーショ

ンカ、実験力、デザイン力、実践力などの能力を発揮することができる技術者が渴望されています。

米国における認定機関の ABET (Accreditation Board of Engineering and Technology) は、1932 年に学協会が集まって設立された組織です。1990 年代初め頃から、4 年制大学工学部での各工学科の工学教育のプログラムの卒業生が身につけている能力やスキルと産業界のニーズとのミスマッチが問題化されるようになり、ABET では工学教育の内容の改革・改善を促すため、プログラムの適格認定のための基準ならびに認定・審査のあり方について検討されました。その結果、工学教育プログラムに対してそれまで長年続けられてきたカリキュラム・教員資格・授業時間・教育環境・財政などを重視した「何が教えられるか (what is taught)」の評価ではなく、

- 1) 産業界のニーズを踏まえ、
- 2) 明確な教育目標を設定し、
- 3) アウトカムズが実際に身についたかを根拠となる資料等で、整理・分析し、
- 4) 教育目標の達成度評価を行い、
- 5) 継続的な教育改善を促進する

ことを重視した「何が学習されているか (what is learned)」の評価が重要であるとの結論に達しました。

「学生と卒業生の質と活動に視点を置き、技術者教育のプログラム共通に満たすことを求める基準指定のアウトカムズ項目、並びにそれに加えたプログラム独自の設定アウトカムズ項目をすべて卒業時点で学生が実際に身につけているかどうかの根拠となる資料で整理・分析し、評価し、教育目標を達成した学生のみを卒業させるとともに、継続的な教育改善を促すもの」(なお、ABET では、アウトカムズと教育目標を分けて用いている) となっています。それは、まさに、それまでの「工学教育」の意味での engineering education から「技術者教育」の意味での engineering education へのパラダイムシフトを導くものとなっています。また、それらのアウトカムズを含め、技術者として備えていなければならない素養を身につけさせるための授業としては、以下の内容をあげ、それぞれを身に付けさせるに必要な授業量を指定しています。

- 1) 専門分野に関係する数学と自然科学
- 2) 専門分野に関係するエンジニアリング・サイエンスとエンジニアリング・デザインの内容
- 3) 補完的な学習 (人文社会科学、マネージメント、エンジニアリング・エコノミクス等)

ここで、「エンジニアリング・サイエンス」とは、数学と自然科学の創造的応用で組み立てられた専門的科学技术 (数学的・数値解析的技術や技法、モデリングとシミュレーション、実験方法の利用、電気回路、電子回路、自動制御、材料力学、熱力学、流体力学、情報処理基礎 (プログラム言語、データ構造とアルゴリズム、ソフトウェア設計など) の総称を意味しています。

また、「エンジニアリング・デザイン」とは数学、自然科学、エンジニアリング・サイエンスと補完的な学習の成果を集約し、社会的ニーズに合ったハードウェアやソフトウェアを含む、デバイス、プロセス、システム、方法などの人工物を工夫することで、分野によって異なる経済、環境、社会、政治、倫理、健康と安全、製造性、ならびに持続性のような現実的制約のもと行われる創造的・協働的でオープンエンドなプロセス、を意味します。

## 1. はじめに

本学では、受審済みの JABEE 教育プログラムの充実や新規に受審する教育プログラムの整備などを推進する組織として、2007年10月に JABEE 推進室を設置しました。その後、全学的な視野のもとに様々な教育改善活動を継続していくことを目的に、2009年4月に教育開発センターを、2010年4月に教育開発課を設置しました。

現在は教育開発課 JABEE 担当が窓口となり、JABEE 認定教育プログラムに関わる授業を担当される先生方に、成績評価報告書および授業改善計画・報告書のご提出を依頼しております。

先生方におかれましては、本書をご一読いただき、授業運営や上記の報告書の作成にお役立てくださいますようお願いいたします。

また、本書は今後も継続的に改善していきたいと考えております。お気づきの点がございましたら、教育開発課 JABEE 担当までご連絡ください。

### 1.1 本書の概要

本書は、JABEE の要求事項に対応した授業運営や成績評価、報告書の作成方法等について説明し、JABEE 認定教育プログラムに関わる先生方に情報提供することを目的としています。

機械工学エネルギー・デザインプログラム（機械工学科）、機械システム基礎工学プログラム（機械システム工学科）、および国際工学プログラム（機械創造工学科）は、JABEE（日本技術者教育認定機構）の認定を受けた技術者教育プログラムです。これら教育プログラムは継続的に審査を受け、シラバスが教育プログラムの学習・教育目標と対応しているかどうか、成績評価がシラバスに記述された評価方法どおりに行われているかどうかなどについて厳密に審査されます。審査に際しては、成績評価報告書および授業改善計画・報告書が重要な資料となります。このため、これらの教育プログラムの授業を担当される先生方には、シラバスに上記の各教育プログラムとの対応について明示していただくことなどが必要となります。

成績評価報告書は、各々の授業と教育プログラムの学習・教育目標との対応、およびその達成を証明するための書類です。成績評価報告書は JABEE 資料室に置かれ、教職員が閲覧できます。授業改善計画・報告書は、教育プログラムの継続的改善に資するための書類で、機械系学科事務室に置かれ、学生も含め教育プログラム関係者全員が閲覧できます。

## 1.2 授業全体の流れについて

- 授業準備……シラバスの作成、授業改善計画の策定など。特に、シラバスには JABEE 認定教育プログラムのために追加して記載していただく項目があります。
- 授業運営……試験やレポートおよび演習課題など、成績評価の根拠となる資料を保管していただきます。新宿校舎 12 階講師室内、および八王子校舎 1 号館 1 F 講師室前に答案保存システム装置を設置しておりますので、資料の保管に適宜ご利用ください。
- 授業期間終了後……シラバスに記述された方法に従って、成績を評価してください。また、成績評価報告書および授業改善計画・報告書を作成し、提出期限までにご提出ください。提出される資料の選定については、本書「4.1.5 目標達成根拠資料の用意」(18～21p)をご覧ください。また、オフィスアワー記録や授業アンケート集計表もご提出願います。

**JABEE 認定プログラムに関連する授業を担当し、かつ成績評価報告書および授業改善計画・報告書の提出が必要とされる先生方には、前期終了科目については7月頃、後期終了科目については2月頃、教育開発課 JABEE 担当より文書にて個別に提出を依頼します。** 提出期限等の詳細につきましては、その際にお知らせします。

(様式 2-2)

工学院大学 \_\_\_\_\_ 工学科授業改善計画・報告書 (20\_\_年度)

科目：\_\_\_\_\_ (履修コード\_\_\_\_\_)

学科：\_\_\_\_\_ 工学科 (\_\_\_\_年生 前期・後期・通年・特選)

担当教員：\_\_\_\_\_ (教職員番号\_\_\_\_\_)

履修人数：\_\_\_\_\_ 人

<b>改善計画実施</b>	
<b>アンケートベースの評価・分析</b>	<b>改善評価</b>
	<b>次年度改善に向けての分析</b>
<b>自己評価・分析</b>	<b>改善評価</b>
	<b>次年度改善に向けての分析</b>
<b>次年度改善計画</b>	

[授業改善計画・報告書]

# 日本技術者教育認定基準

この認定基準は、高等教育機関において技術者の基礎教育を行っているプログラムを認定するために定めるものである。認定を希望するプログラムは、以下に示す基準1-6および補則をすべて満たしていることを根拠となる資料等で説明しなければならない。なお、ここでいう技術者とは、研究開発を含む広い意味での技術の専門職に携わる者である。

## 基準1 学習・教育目標の設定と公開

- (1) 自立した技術者の育成を目的として、下記の(a)－(h)の各内容を具体化したプログラム独自の学習・教育目標が設定され、広く学内外に公開されていること。また、それが当該プログラムに関わる教員および学生に周知されていること。
  - (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
  - (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、および技術者が社会に対して負っている責任に関する理解（技術者倫理）
  - (c) 数学、自然科学および情報技術に関する知識とそれらを活用できる能力
  - (d) 該当する分野の専門技術に関する知識とそれらを問題解決に応用できる能力
  - (e) 種々の科学、技術および情報を利用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
  - (f) 日本語による論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力および国際的に通用するコミュニケーション基礎能力
  - (g) 自主的、継続的に学習できる能力
  - (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
- (2) 学習・教育目標は、プログラムの伝統、資源および卒業生の活躍分野等を考慮し、また、社会の要求や学生の要望にも配慮したものであること。

## 基準2 学習・教育の量

- (1) プログラムは4年間に相当する学習・教育で構成され、124単位以上を取得し、学士の学位を得た者を修了生としていること。
- (2) プログラムは修了に必要な授業時間（授業科目に割り当てられている時間）として、総計1,600時間以上を有していること。その中には、人文科学、社会科学等（語学教育を含む）の授業250時間以上、数学、自然科学、情報技術の授業250時間以上、および専門分野の授業900時間以上を含んでいること。
- (3) プログラムは学生の主体的な学習を促し、十分な自己学習時間を確保するための取り組みを行っていること。

### 基準3 教育手段

#### 3.1 教育方法

- (1) 学生がプログラムの学習・教育目標を達成できるように、教育課程（カリキュラム）が設計され、当該プログラムに関わる教員および学生に開示されていること。カリキュラムでは、各科目とプログラムの学習・教育目標との対応関係が明確に示されていること。
- (2) カリキュラムの設計に基づいて、科目の授業計画書（シラバス）が作成され、当該プログラムに関わる教員および学生に開示されていること。また、それによって教育が行われていること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラム中での位置付けが明らかにされ、その教育の内容・方法、達成目標、成績の評価方法・評価基準が示されていること。また、シラバスあるいはその関連文書によって、授業時間が示されていること。
- (3) 学生自身にもプログラムの学習・教育目標に対する自分自身の達成状況を継続的に点検させ、その学習に反映させていること。

#### 3.2 教育組織

- (1) カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と教育支援体制が存在していること。
- (2) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに基づく活動が行われていること。
- (3) 教員の質的向上を図る仕組み（ファカルティ・ディベロップメント）があり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それによって活動が行われていること。
- (4) 教員の教育活動を評価する方法が定められ、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、その方法によって評価が行われていること。

#### 3.3 入学、学生受け入れおよび移籍の方法

- (1) プログラムの学習・教育目標を達成できるように設計されたカリキュラムの履修に必要な資質を持った学生を入学させるための具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それによって選抜が行われていること。
- (2) プログラム履修生を共通教育等の後に決める場合には、その具体的な方法が定められ、当該プログラムに関わる教員および学生に開示されていること。また、それによって履修生の決定が行われていること。
- (3) 学生をプログラム履修生として編入させる場合には、その具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それによって履修生の編入が行われていること。
- (4) プログラム履修生の移籍を認める場合には、その具体的な方法が定められ、当該プログ

ラムに関わる教員および学生に開示されていること。また、それによって履修生の移籍が行われていること。

#### 基準 4 教育環境・学生支援

##### 4.1 施設、設備

プログラムの学習・教育目標を達成するために必要な教室、実験室、演習室、図書室、情報関連設備、自習・休憩施設および食堂等が整備されていること。

##### 4.2 財源

プログラムの学習・教育目標を達成するために必要な施設、設備を整備し、維持・運用するために必要な財源確保への取り組みが行われていること。

##### 4.3 学生への支援体制

教育環境および学習支援に関して、授業等での学生の理解を助け、学生の勉学意欲を増進し、学生の要望にも配慮する仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員、職員および学生に開示されていること。また、それによって活動が行われていること。

#### 基準 5 学習・教育目標の達成

- (1) シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、科目ごとの目標に対する達成度が評価されていること。
- (2) 学生が他の高等教育機関等で取得した単位に関して、その評価方法が定められ、それによって単位認定が行われていること。編入生等が編入前に取得した単位に関しても、その評価方法が定められ、それによって単位認定が行われていること。
- (3) プログラムの各学習・教育目標に対する達成度を総合的に評価する方法と評価基準が定められ、それによって評価が行われていること。
- (4) 修了生全員がプログラムのすべての学習・教育目標を達成していること。

#### 基準 6 教育改善

##### 6.1 教育点検

- (1) 学習・教育目標の達成状況に関する評価結果等に基づき、基準 1～5 に則してプログラムの教育活動を点検する仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに関する活動が行われていること。
- (2) その仕組みは、社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含み、また、仕組み自体の機能も点検できるように構成されていること。
- (3) その仕組みを構成する会議や委員会等の記録を当該プログラムに関わる教員が閲覧できること。



## 6.2 継続的改善

教育点検の結果に基づき、基準1-6に則してプログラムの教育活動を継続的に改善する仕組みがあり、それに関する活動が行われていること。

### 補則 分野別要件

分野別要件は、当該分野のプログラムに認定基準を適用する際の補足事項を定めたものである。ただし、分野別要件が補足するのは、主として、学習・教育目標に関するもの（基準1(1)(d)等）と教員(団)に関するもの（基準3.3(1)等）である。

## JABEE (ジャビー)は技術者教育の ISO

技術者教育プログラムは日本技術者教育認定機構 (JABEE)によって認定されます。JABEE 認定を受けることにより、大学で実施されている教育活動の質が満ち足りべきレベルにあること、その教育成果が技術者として活動するために必要な最低限度の知識や能力の養成に成功していることを証明されています。

### JABEE を修了すると...

- プロフェッショナルへの第一歩  
卒業後は実務経験と継続専門教育 (Continuing Professional Development, CPD) を通じて能力開発を続け、より高度な技術者へと成長します。  
国が定める技術者資格<技術士>を取得して、公認の技術者としての地位を確立し、その後も仕事を続けながら技術士 CPD を通じて能力のアップデートを続けていくこととなります。

### ●国際的な資格

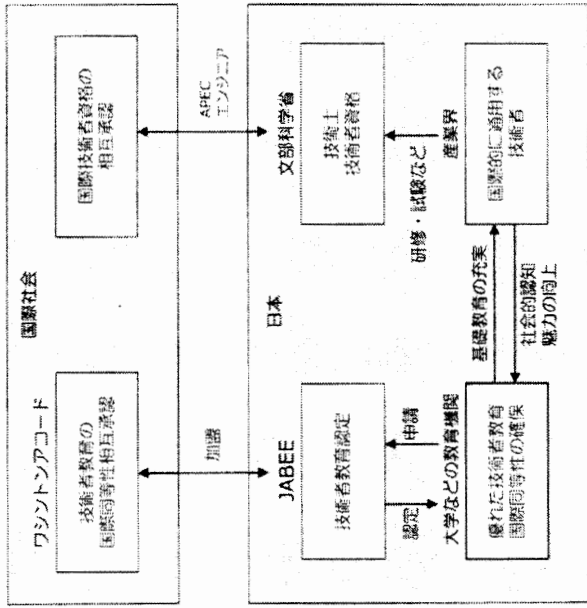
米国・カナダ・EU 諸国では、すでに技術者教育認定制度が充実しています。これらの国々の相互協定であるワシントンコードへ JABEE は 2005 年 6 月に正式加盟しました。

したがって、JABEE 認定の教育プログラムを受けた技術者は、国際的に認められた教育を受けた技術者とみなされます。

### ●技術士への道

わが国では、外国の技術者資格制度と整合性のある新しい技術者資格制度「新技術士法」が、2001 年 4 月から施行されました。

JABEE 認定の技術者教育プログラムの修了者は、技術者に必要な基礎教育を完了したものと見なされ、技術士第一次試験免除で直接「修習技術者」として実務修習に入ることができるようになりました。



JABEE は国際社会で認められています



## 工学院大学 JABEE 推進室

〒163-8677

東京都新宿区西新宿 1-24-2

TEL: 03-3340-2528

FAX: 03-3342-5304

E-mail: [suisin\\_jabee@sc.kogakuin.ac.jp](mailto:suisin_jabee@sc.kogakuin.ac.jp)

URL: <http://www.kogakuin.ac.jp/>

## 工学院大学の技術者育成教育

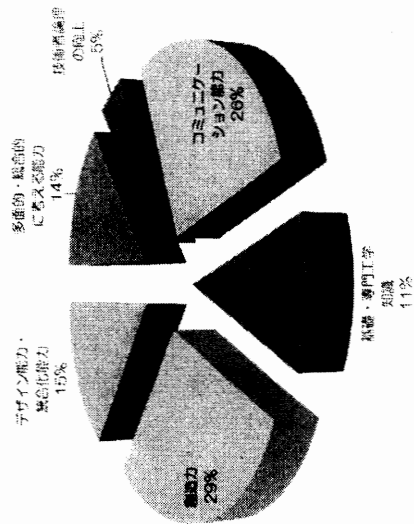
技術者教育の PDCA サイクル

2009 年 11 月に機械工学科  
と機械システム工学科が認定  
継続審査を受けました。

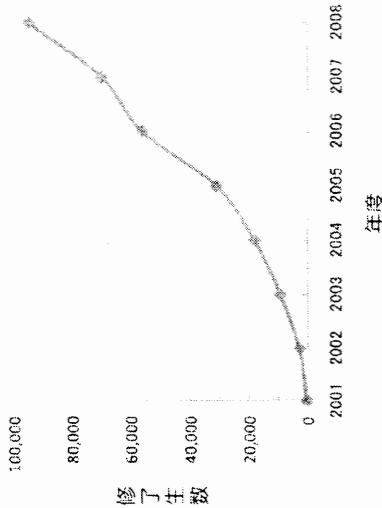


Engineer our Future  
2012

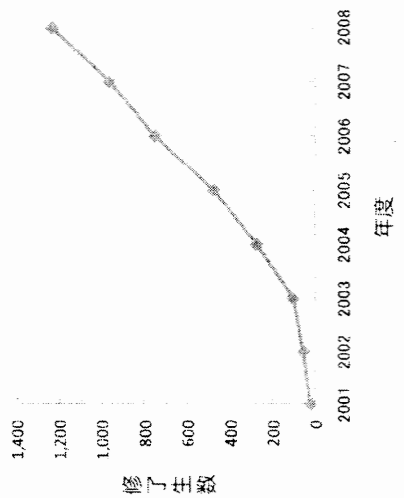
企業が望む学生の能力（採用担当者のアンケート結果）



全国のJABEE修了生の推移（累積）



本学のJABEE修了生数（累積）



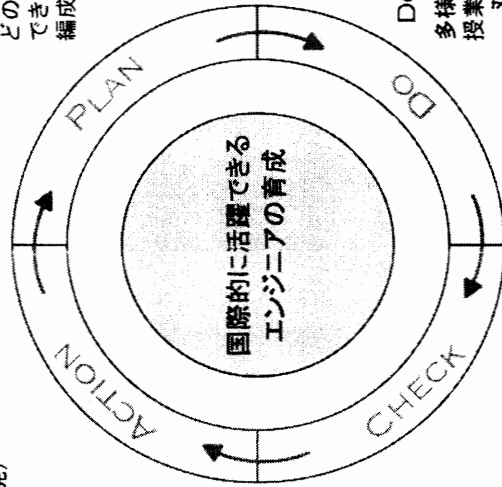
## 技術者教育のPDCA サイクル

### ACTION [見直し]

教育目標・実施方法の見直し  
新しい教育方法の開発  
FD・SD（教職員の能力開発）  
の実施  
施設・設備の改善

### PLAN [計画]

専門基礎力、問題解決力、コミュニケーション力、創造力、マネジメント力、技術者倫理などの能力を身につけることができる体系的なカリキュラム編成



### CHECK [点検]

授業評価アンケート  
学生生活アンケート  
父母懇談会  
卒業生アンケート  
求人企業へのアンケート  
FDシンポジウムでの事例研究

### DO [実施]

多様な入学者の選抜  
授業：シラバス、少人数教育、  
双方向指導、体験型・実務  
型教育、厳格な評価  
学生サポート：導入教育、キャリア教育、補習教育

## PDCA サイクルによる教育改革

大学は、時代の変革に合わせて、社会の要請に  
応えるために、教育推進の組織・体制・カリキュ  
ラムの編成方針や授業の実施体制(授業方法・  
評価・改善等)の見直しなどを常に行うことが必  
要です。本学では上の図で示す PDCA サイクル  
により教育改革を進めています。

学生の更なる学習意欲向上や不得意科目の  
学習支援など、本学の教育における様々な問題  
や課題を洗い出し、その解決方法について実現  
性・実効性のある対策を提案・実施しています。

## 工学院大学の JABEE

本学のグローバルエンジニアリング学部機械創造工学科の「世界で活躍する真  
のグローバルエンジニアの育成」を目指した「国際工学プログラム」は、2001年  
度日本で初めて JABEE により認定された 3 プログラムの内の一つです。(そ  
の後、2006 年度に認定継続審査を受け、継続認定されました。)

また、2004 年度には工学部機械工学科の「機械工学エネルギー・デザイン  
プログラム」と工学部機械システム工学科の「機械システム基礎工学プログラム」  
が、JABEE 認定を受けました。前者は「専門領域を広い視野で見渡す実務に強  
い機械工学技術者の育成」を、後者は「機械工学とシステム工学の二つの分野を  
融合させた領域で活躍できる人材の育成」を目指しています。(2009 年 11 月に  
両プログラムとも認定継続審査を受け、高い評価を得ました。正式には 2010 年  
5 月に、継続認定される見込みです。)

監査員の総合所見	
----------	--

監査担当者	
主担当氏名	
担当氏名	
担当氏名	
担当氏名	

監査対象者	

平成	年	月	日	～	監査実施日時
----	---	---	---	---	--------

監査項目	監査員の指摘事項	被監査部門の意見	今後の留意事項及び改善提案	改善結果 (未改善の場合は次頁に記入)	改善の具体的な方法・時期 (改善済みの場合は記入不要)

平成21年度内部監査実施スケジュール

日程	内容	備考
20090420	内部監査実施スケジュール策定、確認	総合企画室、内部監査事務局
20090421	理事長以下を依頼 (1)監事、内部監査員懇談会出席 (2)平成21年度内部監査方針(お考え)の指示 (3)平成21年度内部監査員、事務局員、委嘱状交付	
20090508	17:30～19:00 役員 監事、内部監査員懇談会 *出席:理事長、監事、新旧内部監査員、内部監査事務局	理事会:15:00-17:00
20090603	17:00～18:30 第6 内部監査改善計画報告会	
18:30～19:30 第6	第1回内部監査委員会 議題・平成21年度内部監査スケジュールについて ・監査先及び監査方針について	
20090618	17:00～18:00 第3 第2回内部監査委員会 議題・監査先及び監査方針について	
20090708	17:00～18:00 第3 第2回内部監査委員会 議題・内部監査項目について ・内部監査日程について	
20090717	内部監査実施通知(内部監査室長⇒理事長)	
20090721	内部監査実施通知(理事長⇒監査対象各部門)	
20090728	内部監査項目及び監査日程通知(内部監査室長⇒監査対象各部門)	
20090901	9:30～11:30 役員 内部監査実施 施設部施設管理課(主担当:樋口)	
14:00～16:00 役員	内部監査実施 教務部 (主担当:八戸)	
20090903	9:30～11:30 第1 内部監査実施 学生部 (主担当:八戸)	
14:00～16:00 役員	内部監査実施 総務部総務課 (主担当:宇田川)	
20090908	9:30～11:30 第2 内部監査実施 八王子事務部庶務課・施設部施設課(主担当:於保)	
14:00～16:00 中高会議室	内部監査実施 附属中学校・高等学校 (主担当:加藤)	
20090909～1009	この間、監査調査書作成	
20091013	17:00～18:30 第4回内部監査委員会 議題・内部監査報告書のまとめについて ・内部監査報告書について	

平成21年度内部監査実施スケジュール

日程	内容	備考
20091014～1017	この間、監査調書作成	
20091027 10:00～11:45 第2	第5回内部監査委員会 議題・内部監査報告書のまとめについて ・内部監査報告について	
20091028～1117	この間、内部監査報告書作成	
20091119 13:00～14:00 役員	内部監査報告会事前打ち合わせ	監査員、事務局で打ち合せ
20091120 13:00～14:00 役員応接	理事長への報告(内部監査室長⇒理事長) 内部監査報告会実施:出席 理事長、3常務、監事、内部監査員 * 理事長から改善指示を受ける。	
20091215	内部監査実施部門に監査結果及び改善指示を通知、改善計画の検討を依頼 (理事長⇒監査実施部門)	
20091216～20100303	この間、被監査部門は、改善計画を検討	
20100304	改善結果の提出依頼通知(理事長⇒監査実施部門)	
20100326	改善結果を報告(内部監査室長⇒理事長)	

## 点検・評価項目

- 1) 新しい「大学基準」では、現行の「大学基準」の15の「評価基準」を10に収斂し、これらの評価のための基軸とする。
- 2) 評価申請大学が、新しい「評価基準」に適合しているかどうかを判断するために、「評価基準」ごとに評価の対象となる複数の「評価項目」を設ける。
- 3) 「評価項目」は評価の対象となる項目である。評価申請大学は各「評価基準」に関し、「現状説明→点検・評価→改善」のシステムが円滑に機能しているかを中心に自己点検・評価を行う。
- 4) 「評価項目」は、包括的・基本的な内容のものとし、従来の「点検・評価項目」と比べ、評価項目数の大幅な削減を図っている。
- 5) それぞれの「評価項目」は、評価申請大学が、適切に自己点検・評価するために、その下に「評価の視点」を示している。また、対応する法令等も示している。なお、「評価の視点」は、点検・評価のための手掛かりや根拠となるものである。
- 6) 「評価の視点」を設定したのは、どのような視点から「評価項目」が評価されるかについて、関係者間の共通理解を図るためのものである。どの視点を点検・評価の手段として採用するかは各大学の裁量に委ねる。
- 7) 「評価の視点」は、例示されているもの以外でも「評価項目」を評価するに際して客観的な論拠となるものであれば、各大学が独自に設定してもかまわない。
- 8) 対応法令等において、【基】は教育基本法、【教】は学校教育法、【教規】は学校教育法施行規則、【位】は学位規則、【学】は大学設置基準、【院】は大学院設置基準、【専】は専門職大学院設置基準、【告】は告示を示す。

### 1 理念・目的

評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	理念・目的の明確化	【基】 大学 (第7条) 【教】 大学の目的 (第83条)、 大学院及び専門職大学院の目的 (第99条)
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	【院】 修士課程の目的 (第3条)、 博士課程の目的 (第4条)
	個性化への対応	【専】 専門職学位課程 (第2条)、 法科大学院の課程 (第18条)
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。	構成員に対する周知方法と有効性	【学】 教育研究上の目的の公表等 (第2条の2) 【院】 教育研究上の目的の公表等 (第1条の2)
	社会への公表方法	
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。		【教】 自己点検・評価及び認証評価制度 (第109条)

2 教育研究組織

評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。</p>	<p>教育研究組織の編制原理</p> <p>理念・目的との適合性</p> <p>学術の進展や社会の要請との適合性</p>	<p><b>【教】</b> 通信教育 (第 8 4 条)、学部 (第 8 5 条)、夜間において授業を行う学部 (第 8 6 条)、研究施設 (第 9 6 条)、大学院の設置 (第 9 7 条)、夜間又は通信による研究科 (第 1 0 0 条)、大学院のみを置く研究科 (第 1 0 1 条)、大学院のみを置く大学 (第 1 0 3 条)</p> <p><b>【学】</b> 学部 (第 3 条)、学科 (第 4 条)、課程 (第 5 条)、学部以外の基本組織 (第 6 条)、外国に設ける組織 (第 5 0 条)</p> <p><b>【院】</b> 大学院の課程 (第 2 条)、専ら夜間において教育を行う大学院の課程 (第 2 条の 2)、修士課程 (第 3 条)、博士課程 (第 4 条)、研究科 (第 5 条)、専攻 (第 6 条)、研究科と学部の関係 (第 7 条)、複数の大学が協力して教育研究を行う研究科 (第 7 条の 2)、基本組織 (第 7 条の 3)、研究科以外の基本組織 (第 7 条の 3)、独立大学院 (第 2 3 条)</p> <p><b>【専】</b> 専門職学位課程 (第 2 5 条)、通信教育を行う課程 (第 2 5 条)</p> <p><b>【法】</b> 法科大学院の課程 (第 1 8 条)、教職大学院の課程 (第 2 6 条)</p> <p><b>【告】</b> 大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準、大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準、専門職大学院を置く大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準</p>
<p>(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。</p>		<p><b>【教】</b> 自己点検・評価及び認証評価制度 (第 1 0 9 条)</p>



3 教員・教員組織

[資料2]

評価項目	評価の視点		対応法令等
	学士課程	修士・博士課程	
(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	教員に求める能力・資質等の明確化		<p>【基】教員(第9条)</p> <p>【教】学長、教授その他の職員(第9条2)</p> <p>【学】教員組織(第7条)、授業科目の担当(第10条)、授業を担当しない教員(第11条)</p> <p>専任教員(第12条)</p> <p>専任教員数(第13条の2)、学長の資格(第14条の2)、教授の資格(第15条)、准教授の資格(第16条の2)、講師の資格(第17条の2)、助手の資格(第18条の2)、共同学科に係る専任教員数(第46条)</p> <p>【院】教員組織(第8条、第9条)、一定規模数以上の入学生数の大学院研究科の教員組織(第9条の2)</p> <p>【専】教員組織(第4条、第5条)</p> <p>【告】大学院設置基準第53条に基づき段階的整備について定める件、</p> <p>兼学関係の学部に係る専任職員について定める件、</p> <p>大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件、</p> <p>1 専攻あたりの入学生数の一定規模数を専門分野ごとに定める件、</p> <p>大学院設置基準第38条に基づき段階的整備について定める件、</p> <p>専門職大学院に関し必要な事項について定める件</p>
	教員構成の明確化		
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化		
	編制方針に沿った教員組織の整備		
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備		
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置		

【第3章】 評価の項目	評価の項目	【第3章】 評価の項目
<p>(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。</p>	<p>教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化</p> <p>規程等に従った適切な教員人事</p>	<p>【教】 学長、教授その他の職員 (第92条)</p> <p>【学】 教授の資格 (第14条)、 准教授の資格 (第15条)、 講師の資格 (第16条)、 助教の資格 (第16条の2)、 助手の資格 (第17条)</p> <p>【院】 教員組織 (第9条)</p> <p>【専】 教員組織 (第5条)</p>
<p>(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。</p>	<p>教員の教育研究活動等の評価の実施</p> <p>ファカルティ・デベロップメント (FD) の実施状況と有効性</p>	<p>【基】 教員 (第9条)</p> <p>【学】 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (第25条の3)</p> <p>【院】 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (第14条の3)</p> <p>【専】 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (第11条)</p>

4 教育内容・方法・成果  
教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

教育課程の編成		教育課程の実施	
学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程	専門職学位課程
<p>学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示</p>			
<p>教育目標と学位授与方針との整合性</p>			
<p>修得すべき学習成果の明示</p>			
<p>教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示</p>			
<p>科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示</p>			
<p>周知方法と有効性</p>			
<p>社会への公表方法</p>			
<p>【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条）</p>			

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

<p>※1</p> <p>【教】 学位（第104条）                  学士の学位授与の要件（第2条）、                  修士の学位授与の要件（第3条）、                  博士の学位授与の要件（第4条）、                  学位論文の審査の協力（第5条）、                  専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位（第5条の2）、                  専門職学位の授与の要件（第5条の3）</p> <p>【学】 情報の積極的な提供（第2条）、                  教育研究上の目的の公表等（第2条の2）、                  教育課程の編成方針（第19条）、                  教育課程の編成方法（第20条）</p> <p>【院】 教育課程の編成方針（第11条）</p>	<p>※2</p> <p>【学】 教育課程の編成方針（第19条）、                  教育課程の編成方法（第20条）、                  1年間の授業時間（第22条）、                  各授業科目の授業期間（第23条）、                  共同教育課程の編成（第43条）、                  共同教育課程に係る単位の認定（第44条）</p> <p>【院】 教育課程の編成方針（第11条）、                  授業及び研究指導（第12条）、                  研究指導（第13条）、                  共同教育課程の特例（第14条）、                  共同教育課程の編成（第31条）、                  共同教育課程に係る単位の認定等（第32条）、                  教育課程（第6条）、                  授業を行う学生数（第7条）、                  授業の方法等（第8条）、                  共同教育課程の編成（第32条）、                  共同教育課程に係る単位の認定等（第33条）</p> <p>【専】</p>
<p>※3</p> <p>【学】 情報の積極的な提供（第2条）、                  教育研究上の目的の公表等（第2条の2）</p> <p>【院】 教育研究上の目的の公表等（第1条の2）</p>	

教育課程・教育内容

評価項目		評価の視点			対応法令等
		学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程	
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	必要な授業科目の開設状況				<p>【学】 教育課程の編成方針 (第19条)、 教育課程の編成方法 (第20条)、 共同教育課程の編成 (第43条) 【院】 教育課程の編成方針 (第11条)、 共同教育課程の編成 (第31条)、 共同教育課程 (第6条)、 共同教育課程の編成 (第32条)</p>
	順次性のある授業科目の体系的配置	専門教育・教養教育の位置づけ	コースワークとリソース		
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	学士課程教育に相応しい教育内容の提供	専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	専門と実務との架橋を図る教育内容の提供		<p>【学】 教育課程の編成方針 (第19条) 【院】 修士課程 (第3条)、博士課程 (第4条)、 教育課程の編成方針 (第11条) 【専】 専門職学位課程 (第2条)、教育課程 (第6条)</p>
	初年次教育・高大連携に配慮した教育内容				

教育方法

評価項目		評価の視点		対応法令等
		学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程
(1) 教育方法および学習指導は適切か。	教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用			<b>【学】</b> 単位（第21条）、一年間の授業期間（第22条）、各授業科目の授業期間（第23条）、授業を行う学生数（第24条）、授業の方法（第25条）、昼夜開講制（第26条） <b>【院】</b> 履修科目の登録の上限（第27条の2）、履修科目の登録の上限（第27条の2）、研究指導（第13条）、教育方法の特例（第14条） <b>【専】</b> 授業を行う学生数（第7条）、授業の方法等（第8条、第9条）、履修科目の登録の上限（第12条） <b>【告】</b> 多様なメディアを高度に利用した授業について定める性、授業の一部を校舎等以外の場所で行うことについて定める性
	履修科目登録の上限設定、学習指導の充実			
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。	学生の主体的参加を促す授業方法			<b>【学】</b> 成績評価基準等の明示等（第25条の2） <b>【院】</b> 成績評価基準等の明示等（第14条の2） <b>【専】</b> 成績評価基準等の明示等（第10条）
	研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導	実務的能力の向上を目指す教育方法と学習指導		
	シラバスの作成と内容の充実			
	授業内容・方法とシラバスとの整合性			

評価項目	評価の視点	評価内容
	厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）	
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	<p>(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。</p>
	既修得単位認定の適切性	
<p>【学】 単位（第21条）、1年間の授業期間（第22条）、各授業科目の授業期間（第23条）、成績評価基準等の明示等（第25条の2）、単位の授与（第27条）、履修科目の登録の上限（第27条の2）、他の大学又は短期大学における授業科目の履修等（第28条）、大学以外の教育施設等における学修（第29条）、入学前の履修得単位等の認定（第30条）</p> <p>【院】 成績評価基準等の準用（第15条）</p> <p>【専】 成績評価基準等の明示等（第10条）、他の大学院における授業科目の履修等（第13条）、入学前の既修得単位等の認定（第14条）、他の大学院における授業科目の履修等（第21条）、入学前の既修得単位等の認定（第22条）、他の大学院における授業科目の履修等（第27条）、入学前の既修得単位等の認定（第28条）</p> <p>【告】 大学が単位を与えることができる学修を定める件</p>	<p>【学】 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第25条の3）</p> <p>【院】 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第14条の3）</p> <p>【専】 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第11条）</p>	<p>(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。</p>

成果

評価項目		評価の視点	
学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程	
<p>(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。</p>	<p>学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用</p>	<p>【教】 自己点検・評価及び認証評価制度 (第109条)</p>	
	<p>学生の自己評価、卒業後の評価 (就職先の評価、卒業生評価)</p>	<p>【教】 修業年限の特例 (第89条)                      【教規】 卒業認定 (第147条)                      【位】 学士の学位授与の要件 (第2条)                      修士の学位授与の要件 (第3条)                      学位論文の審査の協力 (第4条)                      専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位 (第5条の2)                      専門職学位の授与の要件 (第5条の3)                      卒業の要件 (第32条)                      共同学科に係る卒業の要件 (第45条)                      博士課程の修了要件 (第16条)                      博士課程の修了要件 (第17条)                      共同教育課程に係る修了要件 (第33条)                      【専】 専門職学位課程の修了要件 (第15条)、                      専門職大学院における在学期間の短縮 (第16条)、                      法科大学院の課程の修了要件 (第23条)、                      法科大学院における在学期間の短縮 (第24条)、                      教職大学院の課程の修了要件 (第29条)、                      教職大学院における在学期間の短縮 (第30条)                      共同教育課程に係る修了要件 (第34条)</p>	
<p>(2) 学位授与 (卒業・修了認定) は適切に行われているか。</p>	<p>学位授与基準、学位授与手続きの適切性</p>	<p>学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策</p>	<p>【学】 卒業の要件 (第32条)                      【院】 博士課程の修了要件 (第16条)                      博士課程の修了要件 (第17条)                      共同教育課程に係る修了要件 (第33条)                      【専】 専門職学位課程の修了要件 (第15条)、                      専門職大学院における在学期間の短縮 (第16条)、                      法科大学院の課程の修了要件 (第23条)、                      法科大学院における在学期間の短縮 (第24条)、                      教職大学院の課程の修了要件 (第29条)、                      教職大学院における在学期間の短縮 (第30条)                      共同教育課程に係る修了要件 (第34条)</p>

5 学生の受け入れ

評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。</p>	<p>求める学生像の明示 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示 障がいのある学生の受け入れ方針</p>	<p>【教】 入学資格 (第90条)、 大学院の入学資格 (第102条) 【学】 情報の積極的な提供 (第2条)</p>
<p>(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。</p>	<p>学生募集方法、入学者選抜方法の適切性  入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性</p>	<p>【教】 入学資格 (第90条)、 大学院の入学資格 (第102条)、 大学の編入学 (第132条) 【教規】 高校卒業者と同等以上と認められる者の要件 (第150条)、 特に優れた素質を有すると認められる者の入学資格に関する細目 (第151条、第152条、 第153条、第154条) 【学】 入学者選抜 (第2条の3)</p>
<p>(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。</p>	<p>収容定員に対する在籍学生数比率の適切性  定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応</p>	<p>【学】 収容定員 (第18条) 【院】 収容定員 (第10条)</p>
<p>(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。</p>		<p>【教】 自己点検・評価及び認証評価制度 (第109条) 【教規】 飛び入学について自己点検・評価の実施と公表 (第158条)</p>



6 学生支援

目的		計画の項目		対応法令等	
<p>(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができ、さらにより学生支援に関する方針を明確に定めているか。</p>		<p>学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化</p>			
		<p>留年および休・退学者の状況把握と対応の適切性</p>			
<p>(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。</p>		<p>補習・補充教育に関する支援体制とその実施</p>			
		<p>障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性</p>			
		<p>奨学金等の経済的支援措置の適切性</p>			
<p>(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。</p>		<p>心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮</p>			<p>【学】 厚生補導の組織（第42条）</p>
		<p>ハラスメント防止のための措置</p>			
<p>(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。</p>		<p>進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施</p>			
		<p>キャリア支援に関する組織体制の整備</p>			

7 教育研究等環境

<p>(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。</p> <p>(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。</p>	<p>学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化</p> <p>校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画</p> <p>校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成</p> <p>校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保</p>	<p>【告】 大学設置基準第53条に基づき段階的整備について定める件、大学院設置基準第38条に基づき段階的整備について定める件</p> <p>【学】 校地（第34条）、運動場（第35条）、校舎等施設（第36条）、校地の面積（第37条）、校舎の面積（第37条の2）、付属施設（第39条）、施設（第39条の2）、兼学実務実習に必要な機械、器具等（第40条）二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備（第40条の2）、共同学科に係る校舎の面積（第47条）、共同学科に係る校舎の面積（第48条）、共同学科に係る校舎の施設及び設備（第49条）</p> <p>【院】 講義室等（第19条）、機械、器具等（第20条）二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備（第22条）、共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備（第34条）</p> <p>【専】 専門職大学院の諸条件（第17条）</p>
<p>(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。</p>	<p>図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性</p> <p>図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間、閲覧室・情報検索設備などの利用環境</p> <p>国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備</p>	<p>【学】 図書等の資料及び図書館（第38条）</p> <p>【院】 図書等の資料（第21条）</p>
<p>(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。</p>	<p>教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備</p> <p>ティーチング・アシスタント（T.A）・リサーチ・アシスタント（R.A）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備</p> <p>教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保</p>	<p>【学】 付属施設（第39条）、兼学実務実習に必要な施設（第39条の2）、機械、器具等（第40条）二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備（第40条の2）、教育研究環境の整備（第40条の3）</p> <p>【院】 機械、器具等（第20条）、教育研究環境の整備（第22条の3）</p>
<p>(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。</p>	<p>研究倫理に関する学内規程の整備状況</p> <p>研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性</p>	

8 社会連携・社会貢献

評価項目	
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。	産・学・官等との連携の方針の明示
	地域社会・国際社会への協力方針の明示
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。	教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動
	学外組織との連携協力による教育研究の推進
	地域交流・国際交流事業への積極的参加
	<p>【基】大学(第7条)</p> <p>【教】目的(第83条)、公開講座(第107条)</p>

9 管理運営・財務  
管理運営

評価項目	評価の視点	関係法令
<p>(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。</p>	<p>中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知 意思決定プロセスの明確化 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 教授会の権限と責任の明確化</p>	<p>【教】 教授会の設置（第93条） 【教保】 代議員等の設置（第143条）</p>
<p>(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。</p>	<p>関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性</p>	<p>【教】 学長、教授その他の職員（第92条） 【学】 学長の資格（第13条の2）</p>
<p>(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。</p>	<p>事務組織の構成と人員配置の適切性 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用</p>	<p>【教】 学長、教授その他の職員（第92条） 【学】 事務組織（第41条）</p>
<p>(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。</p>	<p>人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善 スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性</p>	

---

全学的な自己点検評価推進体制の現状と課題

2011年3月発行

編集 自己評価運営委員会

発行者 工学院大学

〒163-8677 東京都新宿区西新宿1-24-2

電話 03-3342-1211

<http://www.kogakuin.ac.jp>

本書の無断複製・複写（コピー）を禁止します。

---



工学院大学

TOKYO URBANTECH